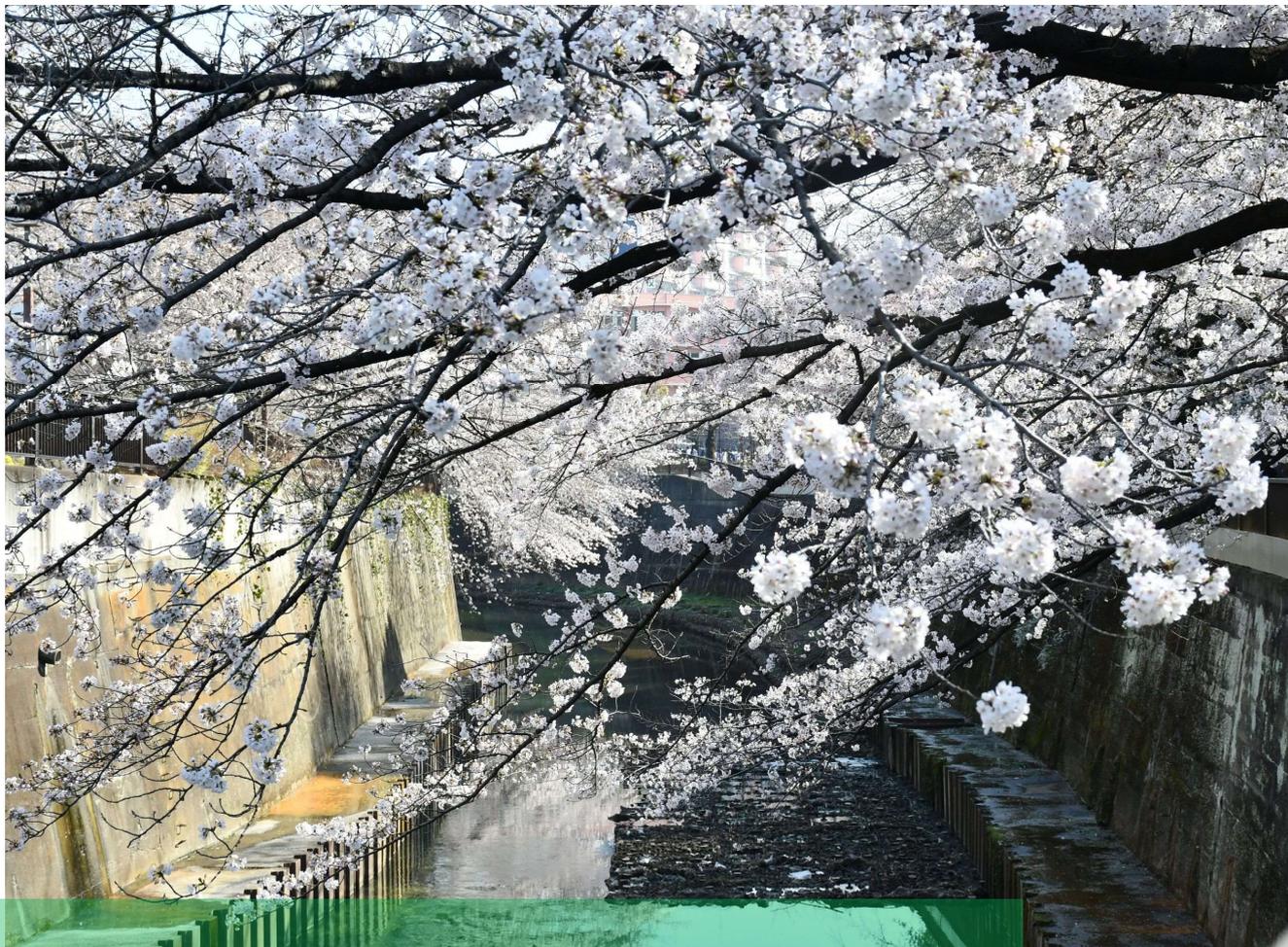




ゼロカーボンシティ

北区 ▶▶ 2050



東京都北区環境活動レポート 令和4年度版

対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

発行日:令和5年 12月 13日

東京都北区

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 1 | 北区の概要..... | 1 |
| 1.1 | 北区の地勢..... | 1 |
| 1.2 | 事業所及び代表者..... | 1 |
| 1.3 | 人口及び世帯数..... | 1 |
| 1.4 | 事業規模..... | 1 |
| 2 | 環境活動の取組方針..... | 2 |
| 2.1 | 経緯..... | 2 |
| 2.2 | 実施体制..... | 4 |
| 2.3 | 環境経営方針..... | 5 |
| 2.4 | 環境活動の概要..... | 14 |
| 3 | 環境活動目標、環境活動計画とその実績..... | 22 |
| 3.1 | 環境活動目標..... | 22 |
| 3.2 | 環境活動計画..... | 23 |
| 3.3 | 取組結果とその評価..... | 23 |
| 3.4 | 職員環境研修..... | 38 |
| 3.5 | 環境マネジメントシステム内部監査の実施..... | 38 |
| 4 | 目標達成に向けた北区役所の取組み..... | 39 |
| 4.1 | 各課で設定した環境経営目標の達成状況..... | 39 |
| 4.2 | 自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み..... | 40 |
| 4.3 | 地域の環境の保全・創造に向けた取組み..... | 42 |
| 5 | 環境コミュニケーション..... | 47 |
| 6 | 区の事務事業にかかわる不適合の有無..... | 47 |
| 7 | 区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し..... | 48 |
| 7.1 | 前回の見直し指示への取組結果..... | 48 |
| 7.2 | 令和4年度取組結果の評価..... | 48 |
| 7.3 | 今後の対応事項の指示..... | 49 |

1 北区の概要

1.1 北区の地勢

北区は、東京都の北部に位置し、荒川を境として埼玉県（川口市・戸田市）と接するとともに、東側は足立区、荒川区と、南側は文京区、豊島区と、西側は板橋区と隣接しています。面積は20.61k㎡、人口は約35万人です。河川が多く、北から東へ荒川・新河岸川・隅田川が流れています。区の中央部を石神井川が西から東に横断し、東端で隅田川と合流しています。

JRや地下鉄、都電が区内を走り、都心へのアクセスが良い立地環境で、江戸時代から桜の名所として有名な飛鳥山公園や音無親水公園をはじめ、区のシンボルである桜が見られる場所がいくつもある自然あふれるまちです。



図1 北区の位置

1.2 事業所及び代表者

- (1) 事業所名 : 東京都北区役所
- (2) 代表者氏名 : 北区長 山田 加奈子 (令和5年4月27日就任)
- (3) 所在地 : 東京都北区王子本町 1-15-22

1.3 人口及び世帯数

| | |
|-----|------------|
| 世帯数 | 202,565 世帯 |
| 総人口 | 353,732 人 |
| 男 | 175,784 人 |
| 女 | 177,948 人 |

(令和5年1月1日現在)

1.4 事業規模

① 一般会計規模の推移(単位:千円)

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算 | 150,899,589 | 157,911,983 | 194,849,330 | 178,978,046 | 187,441,159 |
| 決算 | 145,254,308 | 151,693,537 | 185,093,740 | 166,000,365 | 177,328,275 |

※一般会計最終予算・決算額
出典：予算執行の実績報告

② 職員数の推移(単位:人)

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2,850 | 2,911 | 2,969 | 2,977 | 2,968 |

※職員数には再任用を含む。また、令和元年度までは再雇用を含む。(各年度4月1日現在)
出典：北区行政資料集(令和4年度版)

2 環境活動の取組方針

2.1 経緯

北区は、区民・事業者・区が一体となって環境保全に取り組んでいます。平成6年度に北区快適環境基本計画を策定し、快適環境の創造と環境改善に取り組んできました。平成17年度には、拡大・深刻化していく環境問題に対応するため、北区環境基本計画と、区民・事業者・民間団体・区が果たすべき役割を示した北区環境行動・配慮指針を策定しました。策定後10年目を迎えた平成26年度は、北区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、北区環境基本計画2015を策定しました。一方、区域の地球温暖化対策の推進を目的として、北区地球温暖化対策地域推進計画を平成19年度に策定し、平成29年度には第2次計画（平成30（2018）～令和9（2027）年度）として引継ぎました。そして、令和3年度には脱炭素社会への移行に取り組むため、北区ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。そのような状況の中、令和4年度には環境をめぐる社会の動きや環境基本計画2015の見直し・課題などを踏まえて、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を包含した計画として、北区環境基本計画2023を策定しました。

| | |
|-----------|-------------------------|
| 平成 7年 3月 | 北区快適環境基本計画 策定 |
| 平成 17年 6月 | 北区環境基本計画、北区環境行動・配慮指針 策定 |
| 平成 20年 3月 | 北区地球温暖化対策地域推進計画 策定 |
| 平成 27年 1月 | 北区環境基本計画2015 策定 |
| 平成 30年 3月 | 第2次北区地球温暖化対策地域推進計画 策定 |
| 令和 3年 6月 | 北区ゼロカーボンシティ宣言 表明 |
| 令和 5年 2月 | 北区環境基本計画2023 策定 |

北区役所では、自ら環境配慮に率先して取り組むため、平成14年度からISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用を開始させ、これを平成21年度にはエコアクション21に移行し、環境活動を推進しています。また、平成14年度に区役所の地球温暖化対策推進のため、北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「実行計画」という。）を策定しました。その後定期的に計画を改定し、現在は北区役所ゼロカーボン実行計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）のもと、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、達成状況を点検しています。

| | |
|------------|------------------------------|
| 平成 9年 | 北区役所快適環境行動配慮計画 策定 |
| 平成 14年 6月 | 北区役所地球温暖化対策実行計画（第1次） 策定 |
| 平成 14年 12月 | ISO14001 認証取得 |
| 平成 17年 6月 | 第2次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定 |
| 平成 21年 3月 | 第3次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定 |
| 平成 21年 5月 | エコアクション21 認証取得（ISO14001から移行） |
| 平成 25年 3月 | 第4次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定 |
| 平成 30年 3月 | 第5次北区役所地球温暖化対策実行計画 策定 |
| 令和 3年 5月 | エコアクション21 認証更新 |
| 令和 5年 2月 | 北区役所ゼロカーボン実行計画 策定 |

平成20年度、エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）が改正されました。より詳細なエネルギー使用量の把握と「年平均1%のエネルギー消費原単位の削減」が義務となっています。

省エネ法は平成25年度に改正され、電気需要の平準化の推進等が追加されました。これにより北区役所も電力需要ピーク時間帯の電力使用量の抑制が求められました。そして、令和4年度にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に改正され、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化が求められています。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 平成 20 年 5 月 | 省エネ法 改正 (事業者単位の省エネルギー推進等) |
| 平成 21 年 3 月 | 東京都環境確保条例 改正 |
| 平成 25 年 5 月 | 省エネ法 改正 (電気需要の平準化の推進等) |
| 令和 4 年 5 月 | 省エネ法 改正 (非化石エネルギーへの転換等) |

※表中に記載している年月日は、改正法の成立年月日です。

2.2 実施体制

北区環境基本計画等を着実に実行し、「持続可能な社会」の実現を図るために、図2に示す体制で環境マネジメントシステムを推進しています。

原則として、北区環境経営マニュアルに定められた組織体制に従い、北区役所が実施する全ての事務事業を対象とします。指定管理者が管理運営する施設（北とぴあ、元気ぷらざ、保育園等の152施設（令和5年4月1日現在））については、区の要請に基づき、施設のエネルギー使用量、廃棄物排出量等の情報及び省エネ法等で区が報告義務のある環境関連情報を報告するとともに、北区環境経営マニュアルの取組みに準拠した取組みを行うものとし

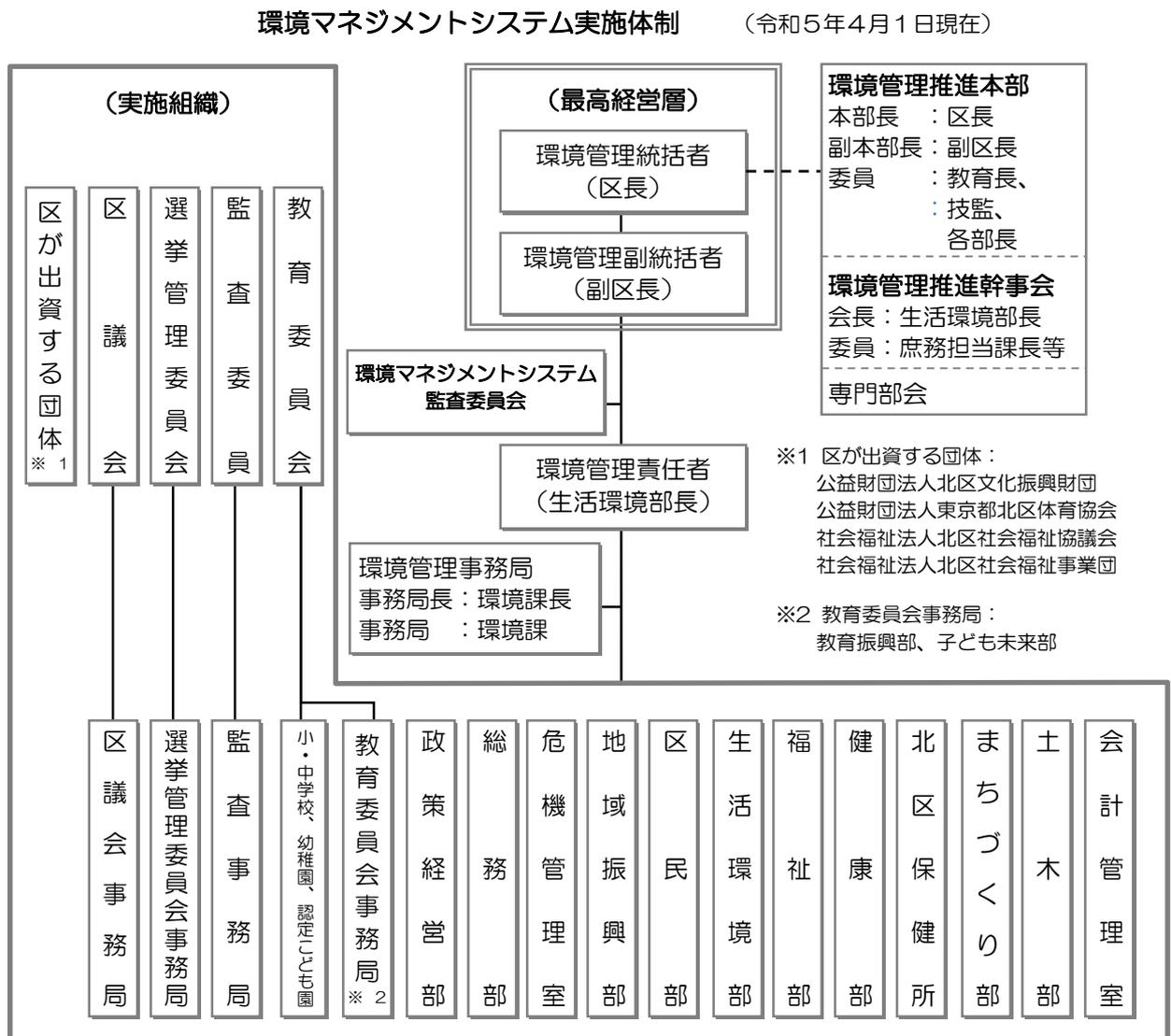


図2 環境マネジメントシステム実施体制

2.3 環境経営方針

自らの事務事業における環境負荷を削減するための取組みなど、エコアクション 21 を組織的に進めるため、区長が定めた環境経営方針（2.3.1 のとおり）をもとに、各部署の業務特性を踏まえた部署ごとの環境経営方針を 2.3.2～6 のとおり策定しました。

2.3.1 北区役所の環境経営方針

環境経営方針

北区は、環境の保全と創造を推進する主体として、地域及び地球全体の環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、環境関連法規を遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、温室効果ガスの削減並びに環境汚染の防止を図ります。

また、区民や地域・事業者等と連携・協働し、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組み、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な社会を目指します。

1. 全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や地域・事業者等の模範となるよう努めます。

事務事業における環境経営目標を定め、継続的な改善及び点検・評価を行うことで、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

2. 地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進し、北区の脱炭素化を図ります。

気候変動の影響による被害から区民生活や自然環境を守るための施策を展開します。

未来へつなぐ持続可能なごみゼロのまちを目指して、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

生物多様性保全、地球環境保全など、多様な機能を有する質の高い緑づくりを推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

3. 環境経営方針及び環境マネジメントシステム活動、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取組みの結果を公表します。

令和5年4月27日

東京都北区長

やまだ 加奈子

2.3.2 各部署の環境経営方針

| |
|---|
| ○政策経営部 |
| 職員一人ひとりが環境への負荷が少ない持続可能な「環境先進都市北区」を構築していくため、各課において環境目標を定め、定期的な確認・評価を行いながら、継続的改善に努める。 |
| 職場での取り組みとして、常に省資源・省エネルギーを意識して業務を遂行する。 |
| 日常生活においては、環境に配慮した行動を率先して実行する。 |
| ○総務部 |
| 環境関係法令に基づき、保有施設や物品等の適切な管理を行う。 |
| 日常の業務活動において、環境に配慮した取り組みを推進する。 |
| 業務が効率的に行えるよう、執務環境を改善する。 |
| ○危機管理室 |
| 危機管理室の全職員が、常日頃から環境保護への高い意識を持ち、業務遂行の中で環境に配慮した行動を行えるようにする。 |
| ○地域振興部 |
| 事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。 |
| 事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取り組みを支援する。 |
| 温室効果ガス（CO ₂ ）の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。 |
| ○区民部 |
| 業務の効率化・効果化により紙使用量の削減や時間外勤務の短縮等を推進し、環境への負荷を軽減する。 |
| 区税や保険料等の納付について、口座振替納付制度の利用拡大に取り組む等により期限内納付を促進し、督促状の発行送付件数等を削減する。 |
| 住民記録、税、国保等の電算システムについて、円滑な改修・運用により、時間外業務量を最小限にとどめる。 |
| ○生活環境部 |
| 環境を推進する部署として、職員のみならず、区民や事業者に対し、環境配慮に関する情報発信を積極的に推進し、環境意識の向上を目指す。 |
| 緑の保全と創出、省資源、省エネルギーを推進し、地球温暖化対策を積極的に実施する。 |
| 廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。 |
| ○福祉部 |
| 環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、福祉部各課で環境目標を立て、取組状況の定期的な確認と評価を行う。 |
| 日常業務活動における取組みとして、各課は省資源・省エネルギーの実践を徹底する。 |
| 福祉行政の推進における取組みとして、地球温暖化防止等の視点に立ち、福祉施策の立案と執行に努める。 |
| 関係する高齢者・障害者施設（指定管理者が管理運営する施設を含む）に対し、省資源・省エネルギーの実践の呼びかけを行う。 |
| ○健康部 |
| 区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。 |

| |
|---|
| ○北区保健所 |
| 区民の健康づくりに関わる事業活動及び安全で健康的な生活環境を構築するための事業活動において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷が少ない持続可能な社会を目指す。 |
| ○まちづくり部 |
| 緑空間の創出による快適な地域環境を構築する。 |
| 都市基盤整備促進により環境負荷を軽減する。 |
| 区民の生活環境の向上を目指した住環境整備を行う。 |
| 環境負荷軽減を目指した事務を執行する。 |
| ○土木部 |
| 緑空間の創出による自然回帰と適切な地域環境を構築する。(芝生広場&樹林ゾーン、CO ₂ 削減、防災機能、蒸散作用による温度低下) |
| 最新技術の導入により都市基盤環境を改善する。(LED照明、透水性舗装) |
| 工事に伴う資源リサイクルと効果的作業を実施する。(建設廃材の再利用、木材チップ、低振動低騒音機材、工期短縮工程) |
| ○会計管理室 |
| 物品管理の総括をする部署として、不用品の売却、再利用について各課へ助言を行う。 |
| 不用品の売却や、修理可能なものは修理して再利用することにより、廃棄物の減量に努める。 |
| ○教育振興部 |
| 「教育先進都市 北区」の実現を図る中で、環境に負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築に向け、あらゆる世代が省エネルギー・環境保全等の課題に対して適切な判断と行動がとれるよう、素養の育成を学校教育、生涯学習を通して進める。 |
| ○子ども未来部 |
| 保育園、児童館、子ども家庭支援センター等の利用者に対して、環境学習やリサイクル活動の実施を通じて、家庭で身近にできる環境活動を啓発していく。 |
| 職員一人ひとりが日常的に省資源・省エネルギーを強く意識しながら業務を遂行する。 |
| 遊具、絵本、資機材等はできる限り共有化・再利用するなど資源を有効活用していくとともに、物品調達にあたってはグリーン購入法に配慮して環境製品の購入に努めるほか、ごみの分別を推進してごみ排出量を抑制するなど、環境に配慮した取り組みを率先して実行する。 |
| ○監査事務局 |
| 監査資料の見直し(不要な資料の削減や必要最小限の印刷部数の徹底)やペーパーレス会議の推進によるコピー用紙の使用枚数を削減する。 |
| こまめな消灯による電気使用量を削減する。 |
| 物品を購入する際のグリーン調達を徹底する。 |
| ○選挙管理委員会事務局 |
| 選挙執行に供する資材は、できる限り再生品を使用し、廃棄物の再資源化を推奨する。 |
| 局内の事務執行時には、省エネルギー化に取り組む。 |
| 局内職員一人ひとりに環境方針を浸透させ、環境問題意識を高めていく。 |
| ○区議会事務局 |
| 資料作成等における紙の使用量の維持・削減を図り、省資源化に努める。 |

2.3.3 小学校の環境経営方針

| |
|--|
| ○王子小学校 |
| EMS 推進員を中心に、学校全体（教職員・児童・保護者）で環境教育や環境保全活動に取り組み、設定した目標を達成することで環境を守る。 |
| ○王子第一小学校 |
| 身近な環境や自然とのかかわりについて考え、よりよい環境をつくろうとする児童の育成を目指す。 |
| ○王子第二小学校 |
| 人の生活によって自然環境に及ぼす影響について学び、改善策を具体的に考える。 |
| 現在置かれている地球の自然環境に思いを巡らし、自らの生き方を考え、実践できるようにする。 |
| 身の回りの動植物とのかかわりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で実践していく。 |
| ○王子第三小学校 |
| 資源の節約、リサイクルを推進する。 |
| 給食指導と食育を推進する。 |
| 環境学習を推進する。 |
| ○王子第五小学校 |
| 文章提案、資料作成等における連絡調整、伝達周知の方法を紙ベースに頼らず、紙の使用量削減を進める。 |
| 職員・児童の一人ひとりが省資源、省エネルギーを意識して活動を行う。 |
| 物品購入を必要最低限に抑制し、購入の際はグリーン購入に努める。 |
| ○豊川小学校 |
| 学年に応じた体験的な環境教育を実施することで、児童の環境保全や資源の有効活用に対する意識の向上や実践的態度を養う。 |
| 環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を行う。 |
| ○堀船小学校 |
| 資料作成等における印刷方法の工夫をし、紙資料量を削減する。 |
| 職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して、節電、節水に努める。 |
| 物品購入の際には、グリーン購入の推進に努める。 |
| ○柳田小学校 |
| 教職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。 |
| 北区観光ボランティアの方々から学ぶ地域学習や通学路の清掃活動等を通して、一人ひとりの児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。 |
| 身の回りや地域、社会全体へと視野が広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。 |
| ○東十条小学校 |
| 全学年の児童にそれぞれの発達段階に応じた環境問題や環境保持・改善などに関心をもたせ、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童育成を図る。 |
| 児童、教員ともに一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して生活できるようにする。 |

| |
|--|
| ○としま若葉小学校 |
| 環境保全についての理解を深め、省エネルギーを意識して業務を行う。 |
| ○十条小学校 |
| 地球環境を意識し、省エネやリサイクルに取り組むことにより、地球環境を考えながら日常生活を送れるようにする。 |
| 各学年の発達段階や実態に応じた環境学習に取り組む。(体験学習等) |
| ○赤羽小学校 |
| 全児童、学年に応じた環境教育を実施し、環境保全や資源の有効活用など、いろいろな点から環境についての理解を深めさせ、実践する力を育成する。 |
| 環境教育を実践する指導者として、資源の有効活用、省エネルギーを推進する実践を養う。 |
| ○岩淵小学校 |
| 教材作成、配布物作成時に印刷方法を工夫し、必要部数に応じた印刷数とするよう努める。 |
| 教職員一人ひとりが日常の省資源・省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。 |
| 物品購入の際は、グリーン購入を推進する。 |
| ○なでしこ小学校 |
| SDGs の理念に基づき、各教科等の指導内容をカリキュラムマネジメントの視点で捉え直し、児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。 |
| 身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。 |
| 本校のエネルギー消費の実態等、一人ひとりの児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。 |
| ○第四岩淵小学校 |
| 電気使用量を前年比より下回るようにエコ対策を立てる。最低昨年度使用量を超えないように心がけ、2パーセント削減を目指す。 |
| 学年に応じた環境教育に取り組み、児童の環境保全に対する意識や実践力を高めていく。 |
| ○梅木小学校 |
| 全校児童が校内外で環境教育を積極的に実施する。環境・自然への関心を高め、省エネ・エコの意識や習慣を身に付ける。 |
| ○神谷小学校 |
| 各種使用量(ガス・水道)使用量を前年比より下回るようにエコ対策を立てる。最低でも、昨年度使用量を超えないように節約を心がけ、5%の削減を目指す。 |
| 今年度については、コロナウイルス感染症予防のため、換気をしながら冷暖房をつけることとなり、電気使用量の増加が見込まれる。人がいない部屋の冷暖房はきることやこまめな消灯の実施等により、節電に対する意識を高めていく。 |
| 第5学年の児童を中心に環境教育に取り組み、エコに対する意識を高めていく。 |
| ○稲田小学校 |
| 全学年の児童にそれぞれの発達段階に応じた環境問題や環境保持・改善などに関心をもたせ、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。 |
| 節電に対する意識を児童、教員ともに高める。 |
| ○桐ヶ丘郷小学校 |
| EMS 推進員を中心として設定した目標値を達成するために、学校の全教育活動(教職員・児童による美化委員会・保護者による環境委員会)を通じた環境保全活動や環境教育に主体的に取り組む。 |

| |
|--|
| ○袋小学校 |
| 3R を徹底し、省資源、省エネルギーに努める。 |
| グリーン購入を推進する。 |
| SDGs による環境学習、ビオトープを生かした緑の保全と生物多様性の保全を行う。 |
| ○八幡小学校 |
| 身近な環境について考えながら、全児童が全ての教科、領域の授業で、環境に関する意識を高められるような環境学習に取り組み、全教職員とともに自分たちができる環境に優しい実践に取り組んでいく。 |
| ○浮間小学校 |
| 紙ベースでの配布物を減らし、C 4 t h の掲示板を利用して、紙使用量を削減する。 |
| 教職員及び児童一人ひとりが日頃から、省資源・省エネルギーを意識して学校生活を送るように努める。 |
| ○西浮間小学校 |
| 年間を通した栽培活動を通し、環境教育を実施し、環境への意識を高める。 |
| 教職員、児童が日頃から省資源、省エネルギーを意識し、電気使用量の削減、紙使用量の削減に努める。 |
| ○赤羽台西小学校 |
| 環境保全についての理解を深め、日常的に実践できる児童の育成を図る。 |
| ○西が丘小学校 |
| 資料作成等における印刷方法を工夫したり、ICT を活用したりして紙の使用量を削減する。 |
| 職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して業務を行えるようにする。 |
| 物品を購入する際には、グリーン購入の推進に努める。 |
| ○滝野川小学校 |
| SDGs の取り組みを全校的に行う。 |
| 持続可能な社会を目指した環境教育を意識し、児童が環境に目を向けたり、環境問題に関心をもてるように、意図的に活動に取り入れる。 |
| 経験や学習から得た知識・技能をもとに、自分にできることに主体的に取り組もうとする実践的な態度を育む。 |
| ○滝野川第二小学校 |
| 「た」「き」「に」で、自分たちでできる環境への取り組みを実践する。 |
| 「た」ゆまず 環境学習を行う。 |
| 「き」まり（ルール）を守り リサイクル・リユースに努める。 |
| 「に」こやかに 環境に対する意識を高める。 |
| ○滝野川第三小学校 |
| 資料作成における印刷方法を見直し、紙使用量を削減する。 |
| 教職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して節電、節水、リサイクル等に努める。 |
| 物品を購入する際は、グリーン購入の推進に努める。 |
| 一人ひとりの児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。 |
| 身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。 |

| |
|--|
| ○滝野川第四小学校 |
| 全校をあげて各種（電気・紙類）使用量を前年比より下回るようにエコ対策を立てる。環境、自然への関心や省エネ、エコの意識や習慣を身に付けることができるよう環境教育に取り組む。 |
| ○滝野川第五小学校 |
| 身の回りの動植物との関わりから、自然環境への親しみや理解を深め、生活の中で環境教育を実践していく。 |
| 年間を通して二酸化炭素の排出量や電気使用量、ガス使用量が前年度の実績を上回らないこと、また紙類のごみの減量に努める。 |
| 環境問題や環境保持・改善等に関心をもち、自ら進んで環境問題を解決しようとする児童の育成を図る。 |
| 電気や水道について、エネルギーや自然環境を意識しながら活用する。 |
| ○西ケ原小学校 |
| 本校の教育目標に照らし合わせ、環境について考え、その保持について努力することを基本とする。その際、全児童が発達段階に応じて、環境について意識し、取り組めるようにする。低学年では、ごみの分別を中心に、中学年では、環境保全を中心に、高学年では、省エネルギーや3Rを中心に環境への取り組みを推進させていく。 |
| ○谷端小学校 |
| 教職員の中からEMS推進委員を選出し、児童・保護者が一体となる計画的な活動とする。カリキュラムマネジメントを活用し、普段の教科学習の際に、環境保全活動を意識した活動を立案実施していく。 |
| 普段の生活から省資源・省エネルギーを意識して節電・節水に努めたり、学習指導においてエネルギーに関する関心を高めたりすることで、環境保全の意識を育てる。 |
| ○田端小学校 |
| 紙類・コピー機の使用料を前年比より下回るようエコ対策を立てる。昨年度使用料を超えないように心掛けていく。 |
| 電気・ガス・水道の使用量を昨年度より下回るようにしていく。 |
| ベルマークや上履きリサイクルなどエコ活動に取り組んでいく。 |
| ○滝野川もみじ小学校 |
| 各学年の児童の発達段階や実態に即した環境学習に取り組む。 |
| 身の回りや地域、社会全体へと視野を広げられるように、体験的な学習を指導計画に取り入れる。 |
| 一人ひとりの児童が環境についてよく考え、自ら課題をもって生活していくことができるように指導する。 |

2.3.4 中学校の環境経営方針

| |
|---|
| ○王子桜中学校 |
| 生徒会や園芸ボランティア部が中心となり、環境に関する体験的な活動（ボランティア活動）を推進し、自然や環境を大切にすることを育み、さらに自ら率先して環境を守り、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育てる。 |
| ○十条富士見中学校 |
| 全校生徒、教職員により環境学習を推進する。 |
| ごみ分別等に取り組むとともに、排出量の削減に努める。 |
| CO ₂ の削減を図るため節電、節水等を教員や生徒の担当から呼びかけを行い、意識を高める。 |
| 校内の緑地環境を整える。 |

| |
|--|
| ○明桜中学校 |
| 日常業務における省資源・省エネルギーを実践する。 |
| 世界の子供たち 100 人を目標としワクチンを送る。 |
| ○堀船中学校 |
| 環境教育の指導計画を整備し、各教科・特別活動及び総合的な学習の時間で環境教育を実施する。 |
| 環境教育を通して、生徒の環境についての意識を高め、主体的に環境保全に取り組む態度を育成する。 |
| ○稲付中学校 |
| 環境学習を通して、環境問題を科学的にとらえ、環境保全に主体的に取り組む態度や能力を育成する。 |
| ○赤羽岩淵中学校 |
| 全校生徒及び全教職員の資源節約とリサイクルの意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。 |
| 生徒が、節電やエコキャップ運動などを通して自発的に活動する環境学習を推進する。 |
| ○桐ヶ丘中学校 |
| 教育活動全般を通し、資源には限りあることを自覚し、節約の意識を高め、環境教育により身に付けた知識を実践できる人材を育成する。 |
| 職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識し、業務を行う。 |
| ○神谷中学校 |
| 生徒に対して、環境学習を積極的に行い、環境に対する危機意識を高める。 |
| 職員一人ひとりが省エネルギー・省資源の意識をもって校務にあたる。 |
| 電気使用量や紙の使用量の削減に努め、グリーン購入の推進に努める。 |
| ○浮間中学校 |
| 地球規模で環境問題を考え、実践する生徒の育成を目指す。 |
| 全校生徒および全教職員の資源節約とリサイクルの意識を高め、エコ活動に積極的に参加する。 |
| ペットボトルキャップ回収運動などを通して生徒が自発的に活動する環境学習を推進する。 |
| ○田端中学校 |
| 全校生徒、教職員により環境学習を推進する。 |
| CO ₂ 削減を図るため、節電、節水等を担任を通じて呼びかけ、教室等に掲示する。 |
| 廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の構築を進める。 |
| ○滝野川紅葉中学校 |
| 教職員自らが、生徒たちの模範となるように環境に配慮した行動をすることを心掛ける。 |
| 職場の取り組みとして、全ての教職員が常に省資源、省エネルギーを意識して仕事をするようにしていく。 |
| ○飛鳥中学校 |
| 教職員一人ひとりが省エネルギー、省資源を常日頃意識して業務を行う。 |
| 教材、資料作成、保護者通知等における方法を工夫し、校務パソコンやタブレットを活用し、紙使用量を削減する。 |
| 物品購入の際は、グリーン購入推進に努める。 |
| 校舎リノベーションに伴い、現校舎を 30 年先まで大切に使うことをモットーに生活する。 |

2.3.5 幼稚園・認定こども園の環境経営方針

| |
|--|
| ○じゅうじょうなかはら幼稚園 |
| 幼児が自ら取り組める環境教育を推進する。 |
| 省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に努める。 |
| ○うめのき幼稚園 |
| 全園児に環境教育を実施し、環境への関心や省エネルギーの意識・習慣を身に付けるとともに、保護者への周知を図る。 |
| ○たきさん幼稚園 |
| 幼児が直接的に自然に関わる経験をするとともに、視覚的な教材などを通して、自然(資源)には限りがあることを知り、環境や資源などを大切にしようとする気持ちや態度を身に付けられるようにする。 |
| ○さくらだこども園 |
| 日常生活や遊びの中での環境学習を通して、リサイクルの必要性への関心を高め、幼児一人一人が環境に対する意識をもち、行動できるようにしていく。 |

2.3.6 区が出資する団体の環境経営方針

| |
|---|
| ○公益財団法人 北区文化振興財団 |
| 事業活動における省資源・省エネルギーを推進する。 |
| 事業者の省資源・省エネルギーと環境経営に対する取り組みを支援する。 |
| 温室効果ガス(CO ₂)の排出目標値及び削減率に対して全力で取り組む。 |
| ○公益財団法人 東京都北区体育協会 |
| 北区のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、できる限りの温室効果ガス削減に努める。 |
| ○社会福祉法人 北区社会福祉協議会 |
| 資料作成等における印刷方法を工夫し、紙使用量を削減する。 |
| 職員一人ひとりが日頃から省資源、省エネルギーを意識して取り組む。 |
| ○社会福祉法人 北区社会福祉事業団 |
| 環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するため、環境目標を立て、取り組み状況の定期的な確認と評価を行う。 |
| 日常業務活動における取組として、各課は省エネルギーの実践を徹底する。 |
| 福祉行政の推進における取組として、地球温暖化防止等の視点に立ち福祉施策の立案と執行に努める。 |
| 関係する高齢者・障害者施設に対し、省資源・省エネルギーの実践の呼びかけを行う。 |

2.4 環境活動の概要

北区は、地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組む行政計画を策定し、事業を推進しています。図3で示す計画体系の中の主な計画について以下に概要を記載します。

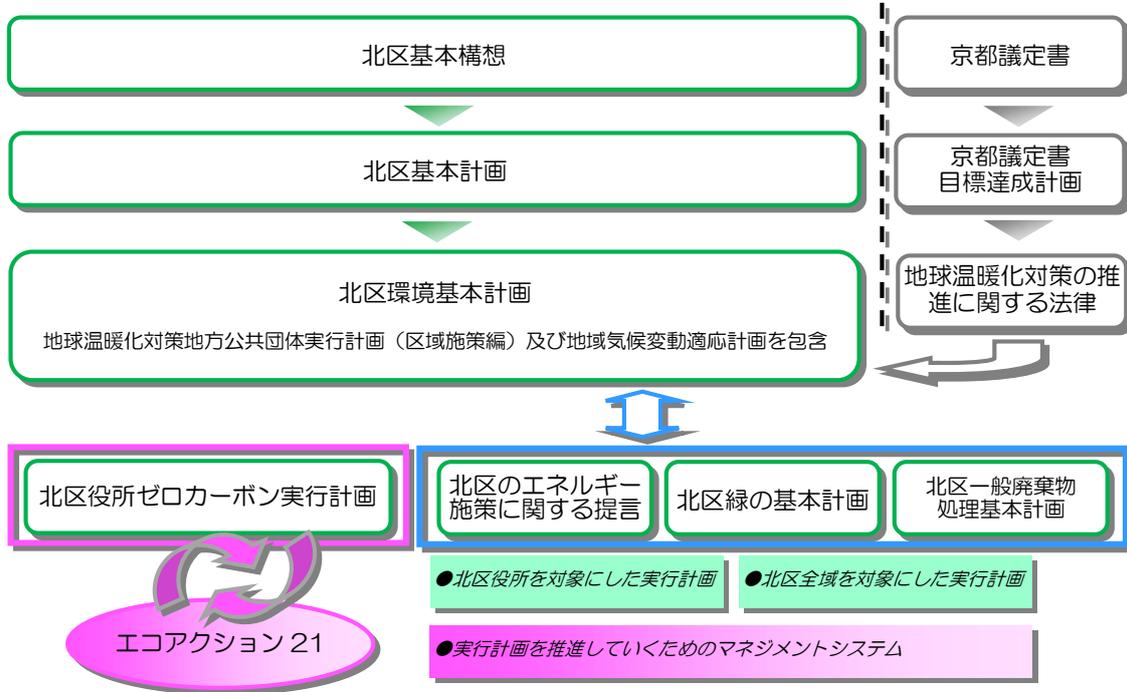


図3 各計画の位置づけ

2.4.1 北区環境基本計画 2015

「北区環境基本計画」及び「北区環境行動・配慮指針」策定から10年が経過し、北区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、現行計画の評価を行い、環境の保全と創造に区民一人ひとりが自覚を持ち取り組み、それを支える仕組みが整っている持続可能な北区の実現を目指すため、平成27年1月に「北区環境基本計画2015」を策定しました。

① 計画の目的・位置づけ

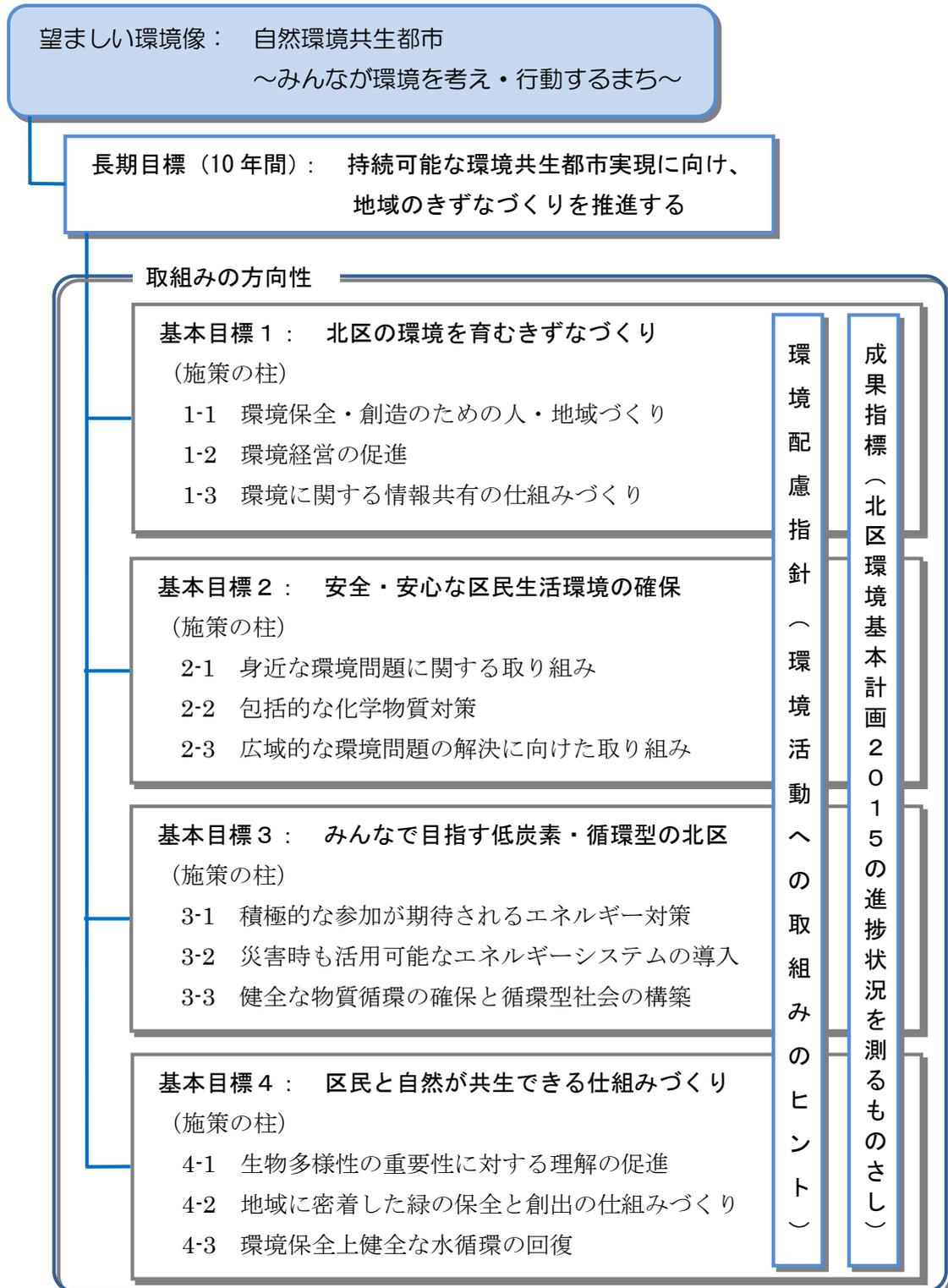
この計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、関連する法令や計画を反映し、これらと整合をとりながら、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

② 計画の期間

平成27(2015)年度を新たに始期と設定し、令和6(2024)年度を目標年次とします。また、北区の環境に関わる社会情勢の変化に応じて、計画の中間見直しを検討します。

③ 取組みの方向性

「北区環境基本計画 2015」では、北区の望ましい環境像を実現するために、10年間の目標を定め、目標を達成するための区の実施（施策）、区民・事業者の環境活動への取組みのヒント（環境配慮指針）、計画の進行を測るものさし（成果指標）を整理しています。



2.4.2 北区環境基本計画 2023

「北区環境基本計画 2015」の策定から8年が経過し、その間、国際的な地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」や国連サミットでの「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じており、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。北区でも令和3（2021）年6月、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向け、「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれら環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応する必要があることから、令和5（2023）年2月に「北区環境基本計画 2023」を策定しました。

① 計画の目的・位置づけ

環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例第9条に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」のほか、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含しています。

② 計画の期間

令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度を目標年度とします。

令和9（2027）年度には、区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

③ 取組みの方向性

目標とする環境像を実現するため、『脱炭素、気候変動への適応』『安全・安心、快適』『資源循環』『自然・みどり、生物多様性』『環境施策の基盤づくり』の5つの分野に応じた基本目標と、これを実行するための11の基本施策を定めています。

| 目標とする環境像 一人ひとりが環境を考え、とむに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～ | | |
|--|--|---|
| 基本目標 | 基本施策 | 区での取り組み |
| 脱炭素、気候変動への適応 基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち | (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】 | ① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進 |
| | (2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】 | ① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進 |
| 安全・安心、快適 基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち | (3) 安全・安心な生活環境の確保 | ① 環境汚染対策の推進 ② 身近な環境問題に関する取組みの推進 ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進 |
| | (4) 快適なまちづくりの推進 | ① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進 |
| 資源循環 基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち | (5) 資源循環型システムの推進 | ① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発 |
| | (6) ごみの適正処理の推進 | ① 収集運搬体制の充実 ② 安定的な処理体制の維持 |
| 自然・みどり、生物多様性 基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち | (7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全 | ① 良好な環境を形成する緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全 |
| | (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり | ① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用 |
| 環境施策の基盤づくり 基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち | (9) 環境に配慮した行動の実践 | ① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換 ② 環境経営の推進 |
| | (10) 環境教育・環境学習の推進 | ① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充 |
| | (11) パートナーシップによる環境活動の推進 | ① パートナーシップによる環境保全活動の充実 ② 環境に関する情報発信の充実 |

2.4.3 自らの環境負荷を低減するための取組み

① エコオフィス活動

北区役所では、地球温暖化対策実行計画や、エコアクション 21 の PDCA サイクルに基づき、エコオフィス活動を進めています。

・北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

北区役所では、実行計画をもとに、区役所全体の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、毎年、達成状況を点検しています。

第5次実行計画（平成30（2018）～令和4（2022）年度）では、令和4（2022）年度までに区が所有する施設における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で15%削減する目標を設定しています。

そして、ゼロカーボンシティの実現に向け、北区役所の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減を推進するため、第5次実行計画を引き継ぐものとして、新たに「北区役所ゼロカーボン実行計画」を令和5（2023）年2月に策定しました。

・エコアクション 21

北区役所は、平成14年度に ISO14001 を認証取得し、その後環境省が推奨するエコアクション 21 に環境マネジメントシステムを移行し、平成21年5月14日付で認証・登録しました。

エコアクション 21 は PDCA サイクルに基づく環境マネジメントシステムです。業種別ガイドラインが用意されており、北区役所では地方公共団体向けガイドラインに基づき環境活動を推進しています。認証取得事業者は、定期的に外部審査を受けて客観的に取組みの評価を受けており、北区役所においても年に一度受審し、取組内容の点検・評価を行っています。

② 庁舎や施設の適正管理

北区役所では、環境に配慮した庁有車の導入推進や、公共施設等の省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の利用促進等、庁舎や施設の適正管理を行っています。

- ◇公共施設の省エネルギー化・エネルギー利用の効率化を図っていくほか、新築・改修等の際には、再生可能エネルギーの導入拡大や ZEB 化を検討するなど、環境に配慮した区有施設の整備を推進しています。
- ◇市場の動向や業務に適合する代替可能な電動車の有無等を勘案しながら、環境に配慮した庁有車の導入推進を図っています。
- ◇環境に配慮された電力として、再エネ電力を計画的に公共施設に導入していきます。さらに、企業や地方と連携した再エネ電力の調達を推進していきます。

③ 公共事業の実施における環境配慮

北区役所では、緑化や生物多様性の保全等、公共事業の実施において環境に配慮しています。

- ◇公共施設をはじめ住宅や民間施設における屋上緑化や緑のカーテン、高反射率塗料の活用など、ヒートアイランド対策の技術導入を推進しています。
- ◇崖線周辺における土地開発等の際には、崖線との一体的な緑化を促進するとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行っています。
- ◇暑熱対策の推進として、公共施設をはじめとするクールスポットの創出のほか、歩道における街路樹整備による緑陰形成など、快適な歩行空間の創出を図っています。また、施設利用時やイベント時などで、積極的な熱中症予防に関する普及啓発を行っています。

2.4.4 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 脱炭素社会への取組み(省エネルギー・再生可能エネルギー)

北区では、地球温暖化対策地域推進計画や、北区ゼロカーボンシティ宣言等に基づき、脱炭素社会への取組みを進めています。

・北区地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策地域推進計画とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が定める計画です。区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制などの総合的かつ計画的な施策を策定します。

北区の自然的社会的条件を考慮し、平成20年3月に本計画を策定し、平成30年3月に第2次計画に改定しました。本計画は、区民、事業者、行政(区)などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的としています。

令和5(2023)年2月には、「北区ゼロカーボンシティ宣言」や環境をめぐる社会の動きを踏まえ、本計画を包含した計画として、「北区環境基本計画2023」を策定しました。

・北区ゼロカーボンシティ宣言

「北区環境基本計画2015」、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」等に基づき、北区では地球温暖化対策に取り組んできましたが、「脱炭素社会の実現」に向けた動きが加速する中、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、持続可能な社会を未来の世代に引き継ぐため、令和5年2月に「北区環境基本計画2023」を策定しました。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区民や地域、事業者と一体となり「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつなぐため、北区は脱炭素社会への移行に全力で取り組みます。

② 循環型社会への取組み(資源化促進と廃棄物の発生抑制)

北区では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会形成に取り組んでいます。

・北区一般廃棄物処理基本計画

北区では、平成 27 年 3 月に策定した「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」以降における国の指針改定や社会情勢の変化に対応し、より一層のごみ減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、令和 2 年度から令和 11 年度を計画期間とした「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」を策定しました。

「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づいて定められる計画であり、「プラスチックごみの減量」や「食品ロスの削減」等を新たな重点事業として掲げ、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」の基本理念のもと区民・事業者・区の三者の協働による循環型社会の形成を目指します。

本計画では、特にごみ減量に効果の高い 2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用））の視点から、ごみ減量の新たな数値目標として、令和 11 年度に区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 104 g 減量（平成 30 年度比）及びごみ排出量 97 g 減量（平成 30 年度比）を設定しています。

③ 自然共生社会への取組み

北区では、緑の基本計画に基づき自然共生社会への取組みを進めています。

・北区緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、地方公共団体が策定する計画で、都市公園の整備・管理の方針や、樹林地などの緑地の保全、緑化の推進に関するマスタープランとなるものです。北区では、昭和 59 年に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。昭和 62 年には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として「北区緑の基本計画」を策定し、平成 12 年 3 月に、都市緑地法の改正を踏まえて内容をさらに見直す改定を行いました。また、平成 22 年 3 月には「第 3 次緑の基本計画」において、生物多様性など新たな課題に取り組むための基本指針を示しました。

そして、「北区緑の基本計画 2020」（令和 2 年 3 月）では、緑の質の向上等に着眼し、従来の取組みを継承しながら、緑の視点を踏まえたまちづくりを進めていくこととしています。

加えて、生物多様性の保全・回復等に関する取組みを明確にすることにより、本計画内に生物多様性戦略を位置づけています。

④ 環境教育の普及・啓発等の取組み

北区では、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、環境教育の普及・啓発等を推進しています。

- ◇「北区環境大学」事業として、環境問題を自ら考え行動する力を養うことを目的として、幼児とその家族、小学生、中高生、大学、社会人など、それぞれの年代に応じた講座を開催しています。
- ◇「みどりと環境の情報館（愛称:エコベルデ）」で、区民のみどりへの関心高揚を目的とした園芸や自然に関する講座等を開催しています。
- ◇「自然情報ふれあい館」で区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための講座等を開催しています。
- ◇地域において環境活動や環境教育を実践し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する「環境学習リーダー養成講座」、中高生を対象にした「ジュニア環境リーダー養成講座」を実施しています。
- ◇ワンドを活用した自然観察講座や区内の生きものの学習講座などを通じて、生物多様性の重要性を普及啓発しています。
- ◇次世代における環境問題解決の担い手となる子どもたちが、環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、学習用端末等の ICT を活用しながら、SDGs につながる環境教育を推進しています。
- ◇座学や工作などを通して、遊んで楽しみながら、環境やエコについての理解を深めることができる小学生を対象とした「省エネ道場」を開催しています。
- ◇環境学習の教材として、楽しみながら、環境配慮や具体的環境行動につなげてもらうため、区内在住・在学の小学生から標語を募集して、環境かるた「北区 eco かるた」を平成 27 年度に作成しました。このかるたは、環境に関する標語や取札に記載した小解説など、かるた遊びをすることで環境の知識が向上できる工夫をしています。また、作成した「北区 eco かるた」を普及させるため、小学生を対象に「北区 eco かるた大会」を毎年開催していましたが、令和 4 年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止いたしました。
- ◇ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラル向上を図る啓発を行うとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みを実施しています。



3 環境活動目標、環境活動計画とその実績

3.1 環境活動目標

3.1.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所は、温室効果ガス排出量の中長期目標を令和12年度までに平成25年度比で40%削減させることを目標としています。第5次実行計画では、平成30～令和4年度における温室効果ガスの数値目標を平成25年度比で15%削減させることを目標としています。その他にも、表1のとおり区役所全体における環境活動目標値を定めており、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努力して取り組んでいます。

エコアクション21の取組みを組織的に進めるため、部署ごとの業務特性を踏まえ、各部署の環境経営方針を定めるとともに、各課においても目標を設定し、自らの事業活動に伴う環境負荷を低減させるよう努めています。

新たに「北区役所ゼロカーボン実行計画」を令和5(2023)年2月に策定しておりますが、令和4(2022)年度は第5次実行計画に基づき環境活動状況をまとめています。

表1 区役所全体における環境活動目標(平成30(2018)～令和4(2022)年度)

| 取組項目 | 項目 | 単位 | 平成25年度 (基準年度) 実績値*2) | 令和4年度 2022年度 目標 | 令和4年度 2022年度 数値目標 |
|-----------------------------------|------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 温室効果ガス排出量 | 温室効果ガス総排出量*1) | kg-CO ₂ | 27,191,720 | 基準年度比△15% | 23,112,962 |
| 電気使用量 | 使用量 | kWh | 39,617,795 | 基準年度比△3% | 38,429,261 |
| ガス使用量 | 使用量 (都市ガス及びLPG) | m ³ | 3,125,459 | 基準年度比△6% | 2,937,931 |
| エネルギー使用量*2) | 電気及びガス使用量 (エネルギー換算) | GJ | 533,432 | 基準年度比△4% | 512,095 |
| | 消費原単位 (延床面積あたり) | MJ/m ² | 318 | | 305 |
| 公用車 (燃料使用量・公用車 1台あたりの燃料使用量) | 燃料使用量合計 | GJ | 6,585 | 基準年度比△15% | 5,597 |
| | 公用車1台あたりの 燃料使用量 | GJ/台 | 38.3 | | 32.5 |
| 水道使用量 | 使用量 | m ³ | 975,245 | 基準年度比△20% | 780,196 |
| 公共下水道への排水量 | 使用量 | m ³ | 999,716 | 基準年度比△20% | 799,773 |
| 用紙類の購入量 | 購入量 | 枚 | 36,074,044 | 基準年度比△15% | 30,662,937 |
| 廃棄物排出量 | 可燃ごみ | kg | 1,107,395 | 基準年度比△5% | 1,052,025 |
| | 不燃ごみ | kg | 199,864 | | 189,871 |

※公園・倉庫・駐輪場等も、目標の対象に含んでいます。

*1) 電気の使用にかかる温室効果ガス排出量は、当該年度の実排出係数で算定しています。

*2) 基準年度の温室効果ガス総排出量実績値は、第5次実行計画策定にあたり当該年度の電気の実排出係数を用いて再計算したため、公表値と異なります。

3.1.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

平成30年3月に、北区は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策をまとめた「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画は、区民、事業者、行政（区）など、それぞれの主体が地球温暖化対策に取り組むことで、地球温暖化防止を推進することを目的としています。

本計画では、温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で26%削減させることを目標としています。

3.2 環境活動計画

3.2.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所では、自らの環境負荷を低減させるための取組みに係る目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

| 計画名称 | 期間 |
|---|------------|
| 第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | 平成30～令和4年度 |
| 北区役所ゼロカーボン実行計画 （第6次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）） | 令和5～9年度 |

3.2.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

また、地域環境の保全・創造、循環型社会形成、自然共生社会形成への取組目標を達成するため、次の活動計画を定めています。

| 計画名称 | 期間 |
|--------------------------------------|------------|
| 第2次北区地球温暖化対策地域推進計画 | 平成30～令和9年度 |
| 北区地球温暖化対策地域推進計画 （北区環境基本計画2023に包含） | 令和5～14年度 |
| 北区一般廃棄物処理基本計画2020 | 令和2～11年度 |
| 北区緑の基本計画2020 | 令和2～11年度 |

3.3 取組結果とその評価

3.3.1 自らの環境負荷を低減させるための取組み

北区役所における数値目標とそれに対する過去2ヵ年の実績値について、表2に温室効果ガス総排出量を、表3に電気、都市ガス等の使用量を示します。

表2のとおり、令和4年度の温室効果ガス総排出量は、数値目標を達成しました。

温室効果ガス総排出量の内訳は、電気使用量に伴う排出量が最も多く、電気と都市ガスの使用に起因する排出量が総排出量の95%以上を占めています（図4）。

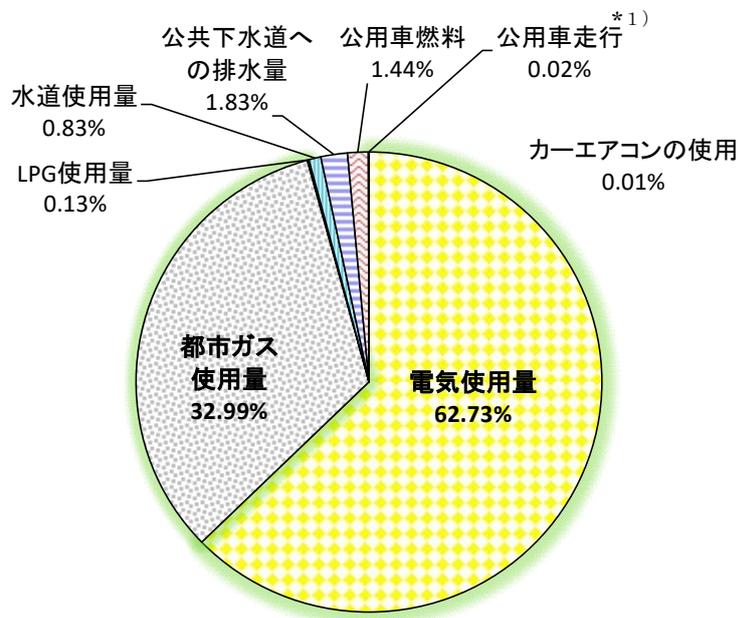
表2 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和4年度）

（凡例：◎...目標を達成した △...目標未達成）

| 取組項目 | 数値目標 ^{*1)} (平成25年度比15%削減) | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
|------------|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|----|
| | | | 実績値 ^{*2)} | 実績値 ^{*2)} | 目標比 | 評価 |
| 温室効果ガス総排出量 | 23,112,962 | kg-CO ₂ | 20,913,419 | 20,724,990 | 10.3%減 | ◎ |

*1) 第5次実行計画期間（平成30(2018)～令和4(2022)年度）の数値目標です。

*2) CO₂、CH₄、N₂O、HFCの排出量を二酸化炭素換算した値の合計値です。電気・ガス・水道の使用、公用車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量は、表4に示す排出係数を乗じて求めています。



*1) 公用車走行に伴うCH₄、N₂Oの排出量を指します。

※ 四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

図4 温室効果ガス総排出量の内訳（令和4年度）

環境項目（12項目）のうち、環境活動目標を達成したのは下記3項目でした（詳細は表3参照）。令和4年度は、温室効果ガス総排出量は数値目標を下回り目標を達成しましたが、電気使用量、都市ガス使用量については数値目標を達成していません。

なお、二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数は表4に示すとおりです。

| ○令和4年度 環境活動目標達成項目 |
|----------------------|
| ・温室効果ガス総排出量 |
| ・公用車（燃料使用量合計） |
| ・公用車（公用車1台あたりの燃料使用量） |

表3 北区役所全体における環境活動目標に対する実績値（令和3～令和4年度）
 （凡例：◎…目標を達成した △…目標未達成）

| 取組項目 | 数値目標 | 単位 | 実績値 | | | | 評価 | |
|---------------------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------|-----------|------------|-----------|------|---|
| | | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | | |
| 温室効果ガス総排出量 | 23,112,962 | kg-CO ₂ | 20,913,419 | | 20,724,990 | | ◎ | |
| 電気使用量 *1) | 38,429,261 | kWh | 38,012,639 | | 40,882,781 | | △ | |
| 都市ガス使用量 *1) | 2,937,931 *2) | m ³ | (合算値) | 3,158,619 | (合算値) | 3,165,834 | △ | |
| LPガス使用量 *1) | | m ³ | 3,161,475 | 2,856 | 3,169,984 | 4,150 | | |
| エネルギー 使用量 | 電気及びガス使用量 [エネルギー換算] *1) | 512,095 | GJ | 521,155 | | 544,592 | | △ |
| | 消費原単位 *3) [延床面積あたり] | 305 | MJ/m ² | 300 | | 313 | | △ |
| 公用車 (燃料使用量・ 公用車1台あたり の燃料使用量) | 燃料使用量合計 | 5,597 | GJ | 4,571 | | 4,440 | | ◎ |
| | 公用車1台あたり の燃料使用量 | 32.5 | GJ/台 | 28.9 | | 30.4 | | ◎ |
| 水道使用量 | 780,196 | m ³ | 805,362 | | 862,006 | | △ | |
| 公共下水道への排水量 | 799,773 | m ³ | 816,306 | | 843,532 | | △ | |
| 用紙類の購入量 | 30,662,937 | 枚 | 46,138,442 | | 44,220,210 | | △*4) | |
| 廃棄物排出量 | 可燃ごみ *5) | 1,052,025 | kg | 1,110,716 | | 1,142,930 | | △ |
| | 不燃ごみ | 189,871 | kg | 194,883 | | 243,617 | | △ |

*1) 省エネ法等で求められているエネルギー算出範囲の数値を掲載しています。
 *2) 第5次北区役所地球温暖化対策実行計画では都市ガスとLPガスを合わせた数値目標を掲載しています。
 *3) 消費原単位 (MJ/m²) = 電気及びガス使用量[エネルギー換算] (GJ) × 1,000 ÷ 延床面積 (m²)
 *4) 第5次北区役所地球温暖化対策実行計画では、コピー用紙の数値目標を掲げているため、評価はコピー用紙の数値目標と実績値を比較しています。
 *5) 令和3年度の廃棄物排出量のうち、可燃ごみは、値の訂正が生じたため「北区環境活動レポート令和3年度版」公表値とは値が異なります。

表4 二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数 *1)

| 活動項目 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 単位 | |
|-----------------------------|---------------------|----------------------|-------------|------------|-------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | 基礎 排出係数 | 調整後 排出係数 | 基礎 排出係数 | 調整後 排出係数 | | |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 電気 使用量 | 東京電力エナジー パートナー(株) | 0.447 | 0.443 | 0.457 | 0.456 | kg-CO ₂ /kWh |
| | | 東京エコサービス(株) | 0.105 | 0.047 | 0.088 | 0.000 | |
| | | (株)エネット | 0.373 | 0.385 | 0.405 | 0.408 | |
| | | リエスパワー(株) | 0.556 | 0.000 | 0.368 | 0.000 | |
| | | 丸紅新電力(株) | 0.379 | 0.502 | 0.464 | 0.567 | |
| | | 東京ガス(株) | 0.369 | 0.277 | 0.435 | 0.443 | |
| | | 大和ライフエナジア(株) | 0.480 | 0.426 | - | - | |
| | | エネサーブ(株) | - | - | 0.432 | 0.554 | |
| | | ゼロワットパワー(株) | - | - | 0.025 | 0.000 | |
| | | (株)UPDATER | - | - | 0.104 | 0.365 | |
| | (株)地域創生ホールディ ングス | - | - | 0.484 | 0.477 | | |
| | 都市ガス使用量 | 2.16 | | | | kg-CO ₂ /m ³ | |
| | LPガス使用量 *2) | 6.6 | | | | kg-CO ₂ /m ³ | |
| | 水道使用量 *3) | 0.200 | | | | kg-CO ₂ /m ³ | |
| | 公共下水道への排水量 *3) | 0.450 | | | | kg-CO ₂ /m ³ | |
| 燃料 | ガソリン使用量 | 2.32 | | | | kg-CO ₂ /ℓ | |
| | CNG使用量 | 2.16 | | | | kg-CO ₂ /m ³ | |
| | LPG使用量 *2) | 1.67 | | | | kg-CO ₂ /ℓ | |
| | 軽油使用量 | 2.58 | | | | kg-CO ₂ /ℓ | |

*1) 排出係数及び地球温暖化係数は、以下の出典の数値を用いています。

・「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0)」(平成29年3月)(環境省)

*2) LPガスの組成及び単位換算は、日本LPガス協会「重量から体積への換算係数」を使用しています。

LPガス(混合比率プロパン7:ブタン3)重量(kg) = 1,000/458 (kg/m³) × LPG体積(m³)

*3) 「地球温暖化対策報告書制度」(東京都)における係数を使用しています。

① 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量は約 2,072 万 kg-CO₂ で前年度から 0.9%減少となり、第5次実行計画の環境活動目標は達成しています。

また、第5次計画の基準年度（平成25年度）排出量比で 23.8%減となり、中長期目標達成に向け前進する結果となりました（図5）。

令和3年度は休館を実施しない施設や、小中学校が通常通り開校されていたため、令和2年度から温室効果ガスの増加が見られましたが、令和4年度は施設で再生可能エネルギー電力の調達が進んだことにより、前年度から減少となっています。

中長期目標の達成に向けて、エネルギー使用量の把握や省エネにつながる日常的な取組みを進めていきます。



図5 温室効果ガス総排出量の推移

② 電気使用量

電気使用量は4,088万kWhで、前年度から7.6%増加となり、環境活動目標は達成できませんでした(図6)。使用量の部局別内訳は図7のとおりです。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたこと、また新規施設のオープンや大規模改修工事の完了による施設の再開などを受け、前年度より増加となっています。

電気使用量は温室効果ガス総排出量に影響を与えるため、今後は、より一層電気使用量の削減に取り組むとともに、再エネ電力や省エネ・再エネ機器の導入・検討を進めていきます。

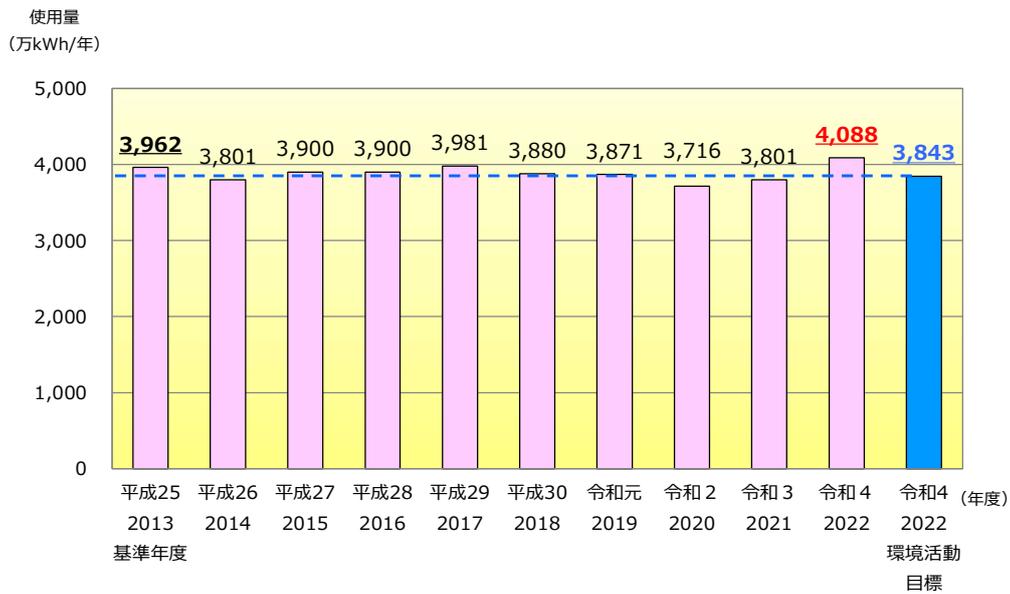


図6 電気使用量の推移

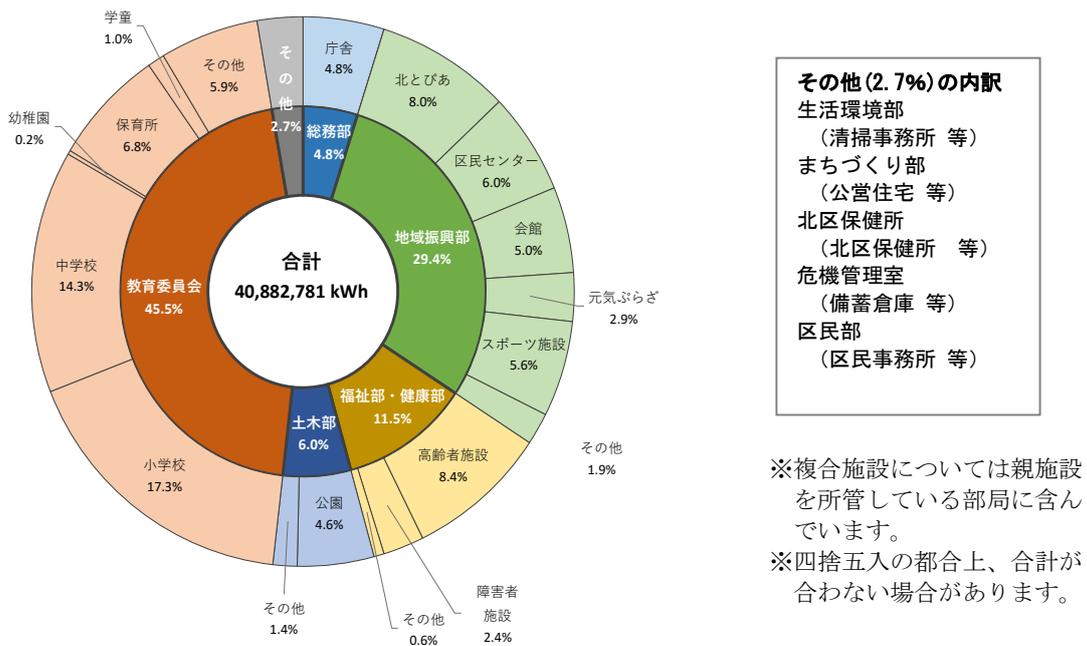


図7 電気使用量 (部局別)

③ ガス使用量

ガス使用量は前年度より 0.3%増の約 317 万³となり、環境活動目標達成にはあと 23.2 万³ (7.3%) 削減が必要です (図8)。

使用量の増加の要因として、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたこと、また温水プールにおいて、清掃工場の建て替え工事により、余熱の提供が停止となったため、ガス焚きでの営業日が増加したことなどが考えられます。ガス使用量は厳しい暑さ・冷え込みといった気象条件にも左右されますが、目標値の達成に向けて、更なる取り組みに努めてまいります。

なお、使用量の部局別の内訳は図9のとおりです。

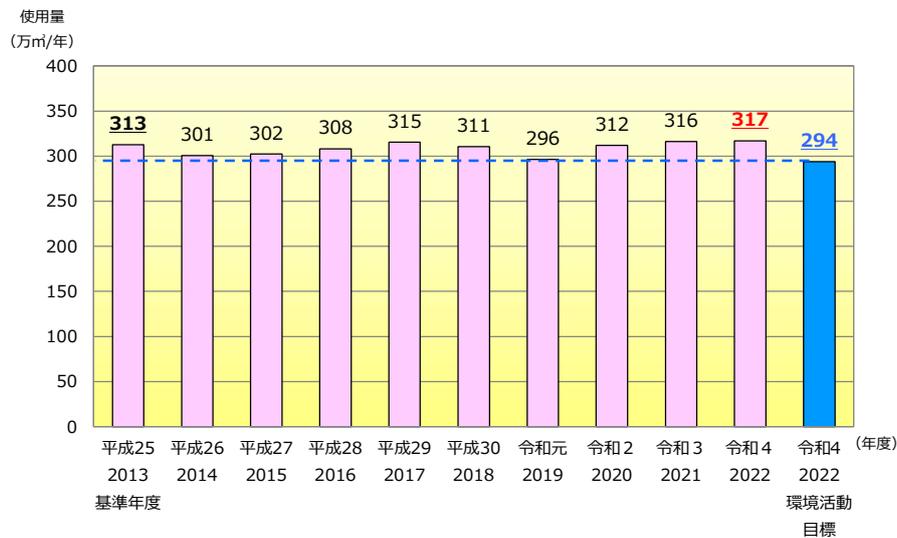


図8 ガス使用量の推移

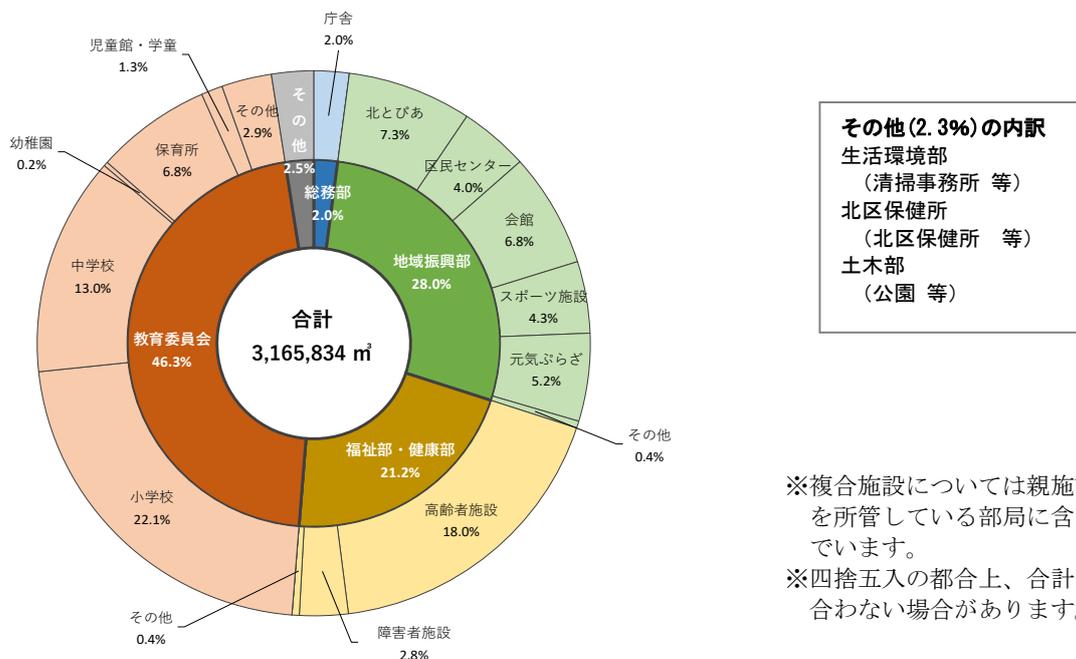


図9 ガス使用量 (部局別)

※複合施設については親施設を所管している部局に含んでいます。
 ※四捨五入の都合上、合計が合わない場合があります。

④ エネルギー使用量及び消費原単位(電気・ガス)

エネルギー使用量は544,592GJとなり、前年度値より4.5%増加となりました。目標達成まで、32,497GJの削減が必要です。また、消費原単位^{*1)}(敷地面積または延床面積あたりの使用量)の変化は、前年度から4.4%増の312.9MJ/m²となり、環境活動目標を達成することはできませんでした(図10)。エネルギー使用量増加の要因は、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたこと、また新規施設のオープンや大規模改修工事の完了による施設の再開などが考えられます。

*1) 消費原単位とは、ある単位あたりに使用・消費されるエネルギーなどの量を指します。
上記のグラフは、敷地面積または延床面積1㎡あたりに使用されたエネルギー量を消費原単位としています。
前年度とエネルギー消費効率を比較する際や、大きさの異なる建物(商業施設やオフィス、家庭など)のエネルギー消費効率と比較する際などに有効な指標となります。

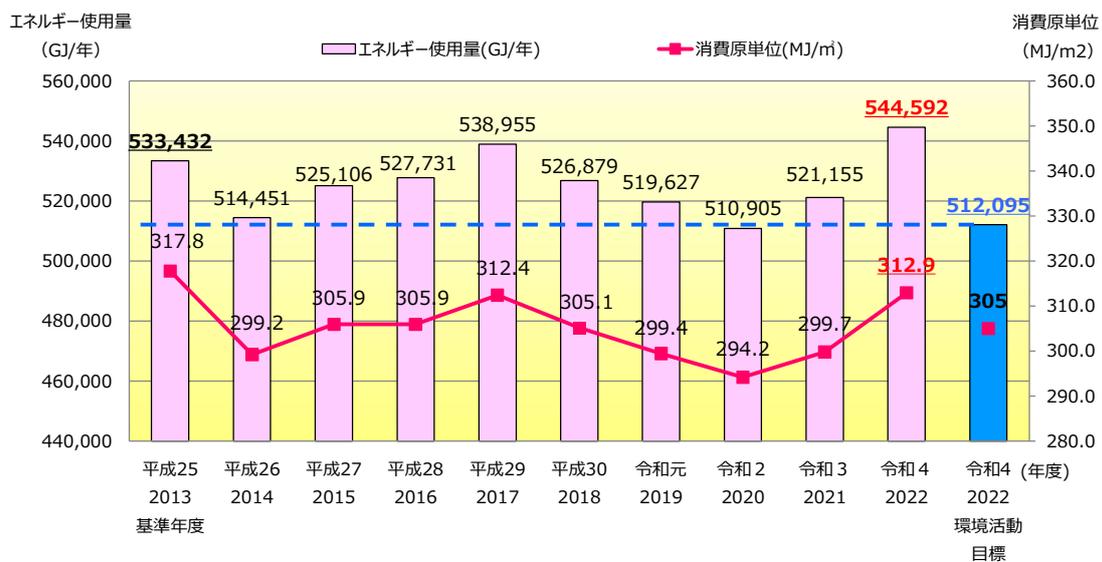


図10 エネルギー使用量及び消費原単位(電気、ガス)の推移

⑤ 燃料使用量及び消費原単位(公用車)

公用車の燃料使用量合計は4,440GJで環境活動目標を達成しました。消費原単位(公用車1台あたりの燃料使用量)についても、目標を達成しました(図11)。

今後も環境に配慮した庁有車の導入を進めるとともに、エネルギー使用量及び消費原単位の削減を目指します。

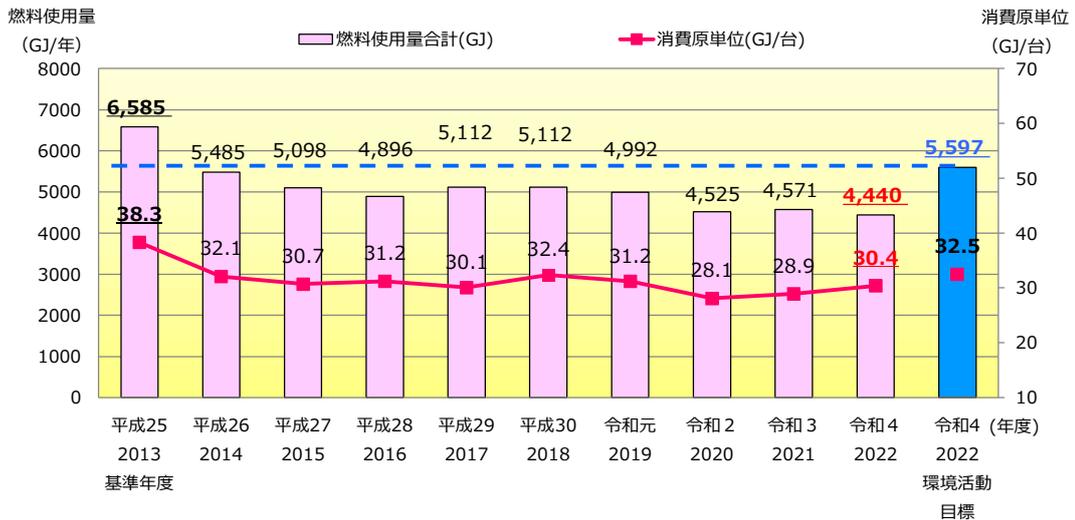


図11 燃料使用量及び消費原単位(公用車)の推移

※電気自動車で使用される電気使用量について、平成25年度から平成29年度までは庁舎の電気使用量と重複するため燃料使用量には含まれていませんが、平成30年度以降は庁舎と自動車分を区分して把握を行っています。

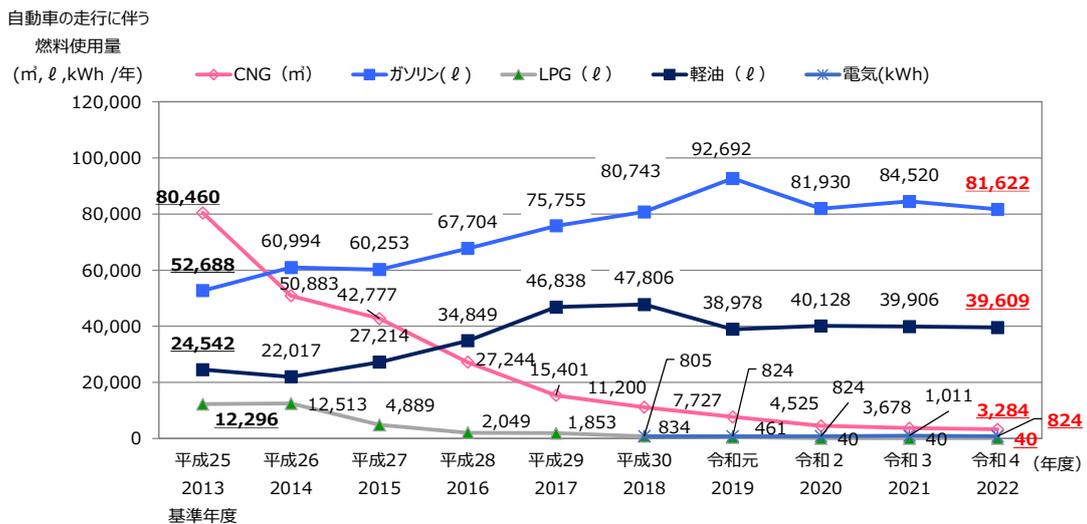


図12 燃料別使用量の推移

⑥ 水道使用量

水道使用量は約 86 万 m³で、前年度値より 7.0%増となりました(図 13)。また、消費原単位(敷地面積または延床面積 1 m²あたりの水道使用量)は、前年度から 0.04 m³/m²増の 0.50 m³/m²となりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたことなどにより、水道使用量は増加傾向となっています。

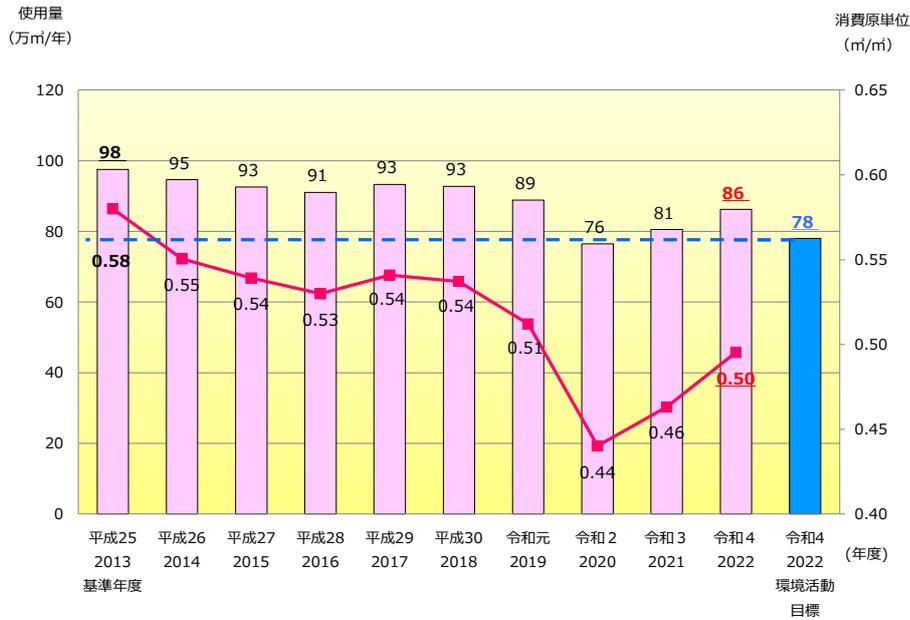


図 13 水道使用量の推移

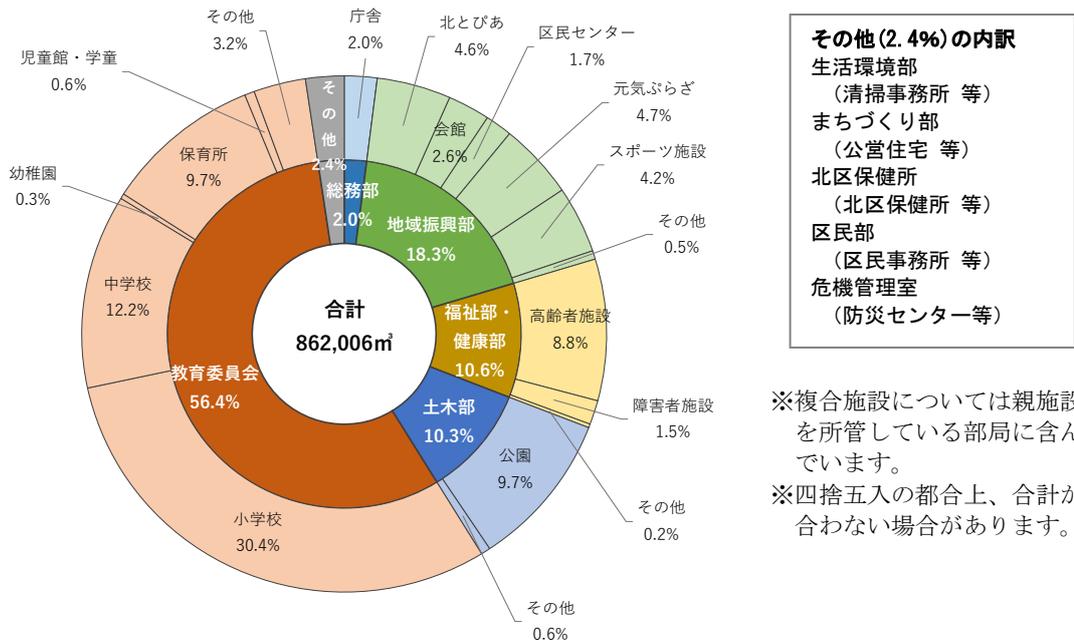


図 14 水道使用量 (部局別)

⑦ 公共下水道の排水量

公共下水道の排水量は約 84 万 m³ で、前年度値より 3.3% 増加しました。目標値を 5.5% 上回り、環境活動目標を達成できませんでした。消費原単位（敷地面積または延床面積あたりの使用量）では、0.01 m³/m² 増加しました（図 15）。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたことなどにより、公共下水道の排水量は増加傾向となっています。

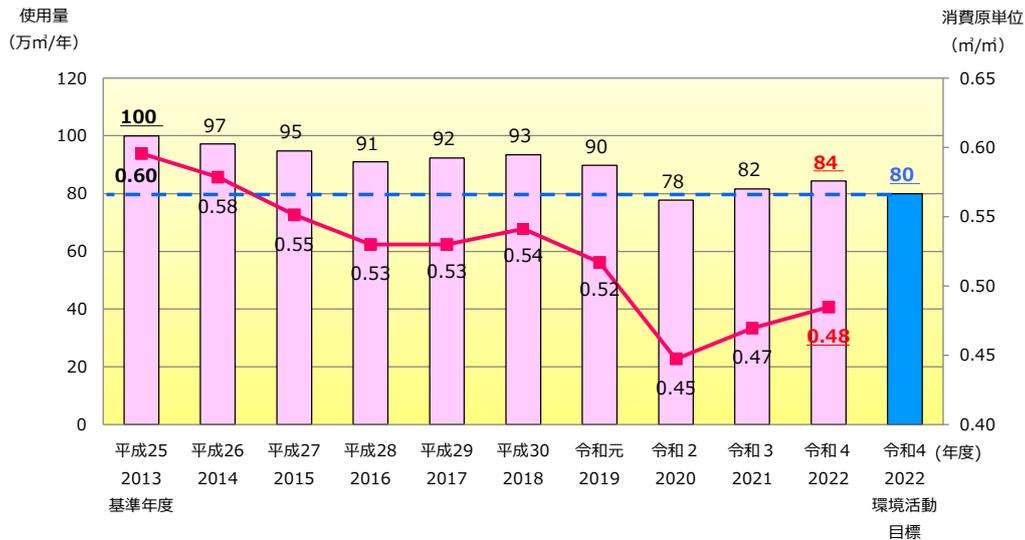


図 15 下水道排水量の推移

⑧ 用紙購入量

コピー用紙の購入量は 44,220 千枚 (A4 換算) で、前年度値より 4.2% 減となりましたが、環境活動目標を達成できませんでした（図 16）。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が再開されたことなどによる消費量の増加がありました。グループウェアを活用して印刷量を減らす取り組みや、タブレット端末利用によるペーパーレス化の動きも見受けられました。今後も、WEB 会議用端末の整備や、冊子のデジタル化等を進めていきます。

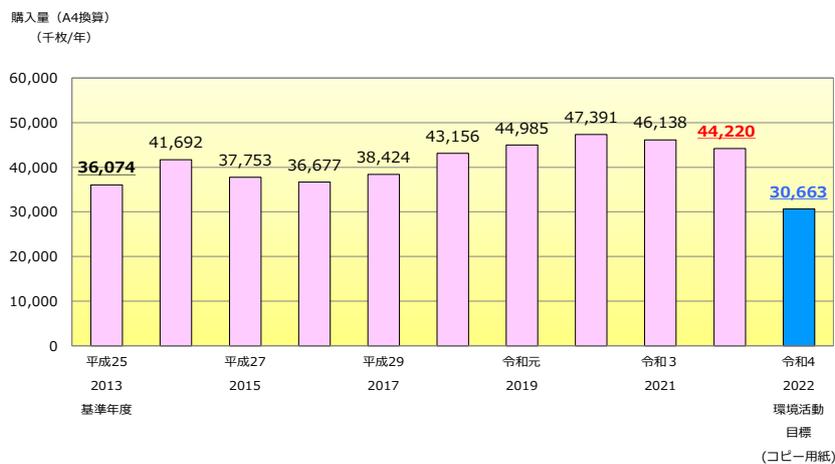


図 16 コピー用紙購入量の推移

⑨ 廃棄物排出量

日常業務から発生する廃棄物排出量を図 17 に示します。

可燃ごみの排出量は、前年度値より 2.9%増加しました。また、目標値を 8.6%上回り環境活動目標を達成できませんでした。不燃ごみの排出量は、前年度値より 25.0%増加し、目標値から 28.3%増でした。増加の要因として、令和4年度から新たに廃棄物排出量の報告を実施した施設が増えたためです。可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、令和3年度以降、目標値より高い値で推移しています。目標値より低い値となるよう、さらに取組みを進めていきます。

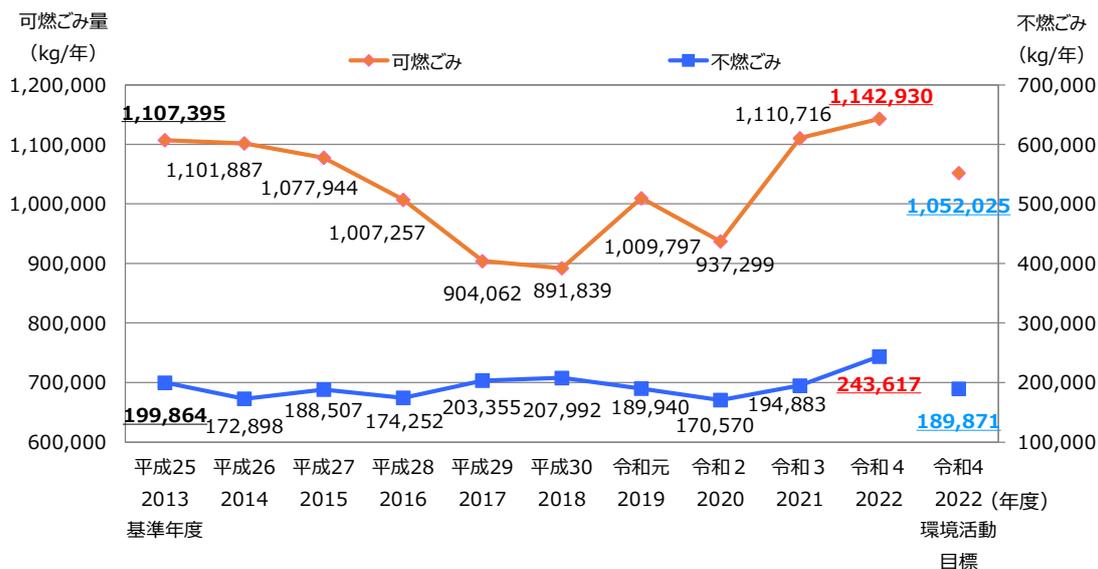


図 17 廃棄物排出量の推移

3.3.2 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

① 温室効果ガス排出量

北区の温室効果ガス排出量は、令和2年度において1,161千t-CO₂で、前年度よりHFCが増加し、CO₂が減少しました。第2次計画基準年度の1,272千t-CO₂に対しては8.7%減となりました。

表5 北区の温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO₂）

| 年度 | CO ₂ | CH ₄ | N ₂ O | HFC | PFC | SF ₆ | NF ₃ | 合計 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-------|
| 第1次計画 基準年度 | 1,129 | 2 | 11 | 6 | 0 | 2 | 0 | 1,150 |
| 平成18年度 | 1,068 | 1 | 8 | 11 | 0 | 0 | — | 1,089 |
| 平成19年度 | 1,180 | 1 | 8 | 24 | 0 | 0 | — | 1,214 |
| 平成20年度 | 1,164 | 1 | 7 | 28 | 0 | 0 | — | 1,201 |
| 平成21年度 | 1,097 | 1 | 7 | 32 | 0 | 0 | — | 1,138 |
| 平成22年度 | 1,097 | 1 | 6 | 34 | 0 | 0 | — | 1,138 |
| 平成23年度 | 1,142 | 1 | 5 | 36 | 0 | 1 | — | 1,185 |
| 平成24年度 | 1,229 | 1 | 5 | 41 | 0 | 1 | — | 1,276 |
| 平成25年度 第2次計画 基準年度 | 1,211 | 2 | 4 | 55 | 0 | 0 | 1 | 1,272 |
| 平成26年度 | 1,151 | 2 | 4 | 61 | 0 | 0 | 0 | 1,219 |
| 平成27年度 | 1,128 | 2 | 5 | 66 | 0 | 0 | 0 | 1,201 |
| 平成28年度 | 1,101 | 2 | 4 | 74 | 0 | 0 | 0 | 1,181 |
| 平成29年度 | 1,126 | 2 | 4 | 87 | 0 | 0 | 0 | 1,219 |
| 平成30年度 | 1,133 | 1 | 4 | 91 | 0 | 0 | 0 | 1,229 |
| 令和元年度 | 1,061 | 2 | 4 | 95 | 0 | 0 | 0 | 1,163 |
| 令和2年度 | 1,058 | 2 | 4 | 97 | 0 | 0 | 0 | 1,161 |

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

※平成25年度より地球温暖化係数の大きい三ふっ化窒素（NF₃）が対象ガスに追加されています。

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

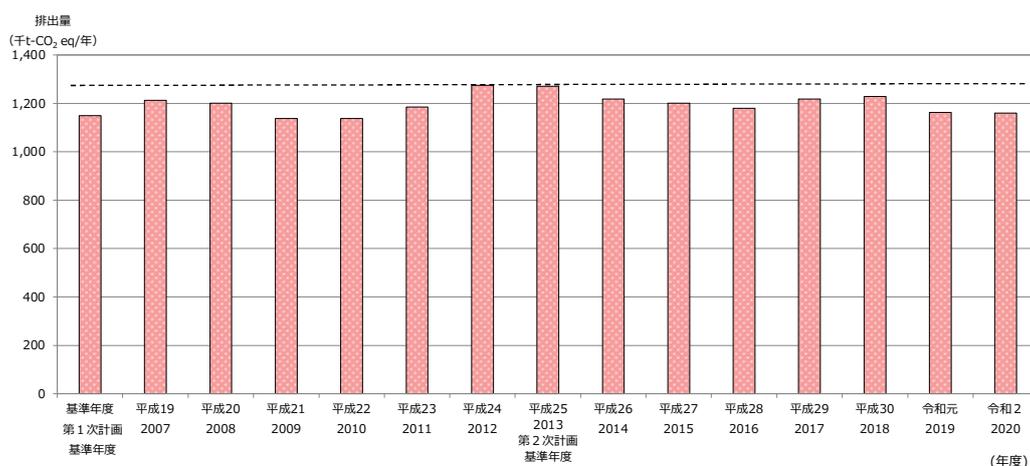


図18 北区の温室効果ガス排出量の推移

※出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料

※第1次計画基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは平成2年度、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は平成7年度の値です。

② 廃棄物処理

北区の1人1日あたりのごみ排出量（北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く）の推移を図19に示します。また、リサイクル事業の取組みとして、表6に区内の集積所で収集している古紙・プラスチック、資源回収ステーションで回収している缶・びん・ペットボトルの回収量の推移と区民が自主的に取り組んでいる資源回収（集団回収）の回収量を、表7に区内の公共施設など拠点で回収している紙パック・水銀入り乾電池・廃食油・発泡トレイの回収量の推移を記します。

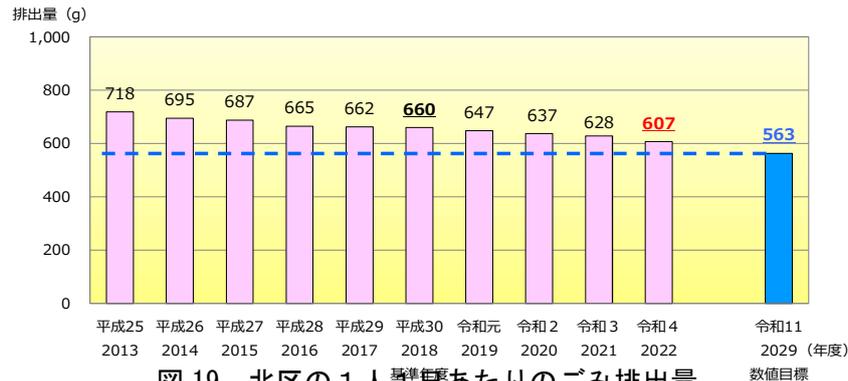


図19 北区の1人1日あたりのごみ排出量
（北区が回収していない産業廃棄物及び資源を除く）の推移

※目標値は、「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の数値を用いています。

表6 北区の古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック回収量の推移（単位：トン）

| 年度 | 行政回収（集積所・ステーション） | | | | | | 集団回収 |
|--------|------------------|------|-------|-------|--------|--------|-------|
| | 古紙 | アルミ缶 | スチール缶 | びん | ペットボトル | プラスチック | |
| 平成25年度 | 7,714 | 353 | 546 | 2,734 | 1,279 | - | 7,182 |
| 平成26年度 | 7,373 | 344 | 510 | 2,712 | 1,251 | - | 7,410 |
| 平成27年度 | 7,366 | 365 | 510 | 2,765 | 1,165 | - | 6,908 |
| 平成28年度 | 7,016 | 367 | 512 | 2,717 | 1,216 | - | 6,592 |
| 平成29年度 | 6,739 | 365 | 510 | 2,686 | 1,257 | - | 6,489 |
| 平成30年度 | 6,365 | 358 | 501 | 2,602 | 1,351 | - | 6,045 |
| 令和元年度 | 6,363 | 364 | 509 | 2,567 | 1,388 | - | 5,776 |
| 令和2年度 | 6,729 | 416 | 581 | 2,815 | 1,496 | - | 5,105 |
| 令和3年度 | 6,684 | 407 | 568 | 2,723 | 1,537 | - | 5,388 |
| 令和4年度 | 6,461 | 374 | 523 | 2,582 | 1,547 | 250 | 4,955 |

※プラスチック回収はR4.10から滝野川地区のみで実施。R5年度より区内全域で実施。

表7 北区の紙パック、水銀入り乾電池、廃食油、発泡トレイ回収量の推移（単位：kg）

| 年度 | 行政回収（拠点） | | | |
|--------|----------|---------|-------|-------|
| | 紙パック | 水銀入り乾電池 | 廃食油 | 発泡トレイ |
| 平成25年度 | 24,890 | 0.4 | 1,649 | 2,010 |
| 平成26年度 | 24,140 | 0.2 | 2,880 | 2,300 |
| 平成27年度 | 23,450 | 0.0 | 2,925 | 2,130 |
| 平成28年度 | 21,630 | 0.0 | 2,620 | 2,110 |
| 平成29年度 | 17,080 | 0.0 | 2,530 | 2,200 |
| 平成30年度 | 16,970 | 0.0 | 2,360 | 2,200 |
| 令和元年度 | 16,030 | 0.0 | 2,500 | 2,480 |
| 令和2年度 | 14,600 | 0.0 | 2,880 | 2,850 |
| 令和3年度 | 14,690 | 0.0 | 2,550 | 2,900 |
| 令和4年度 | 13,370 | 0.0 | 2,380 | 2,680 |

③ 緑の保全と創造

北区における緑の保全と創造に関する取組みとして、図 20 に緑被率の推移及び目標値、表 8 に緑化実績の推移を記します。

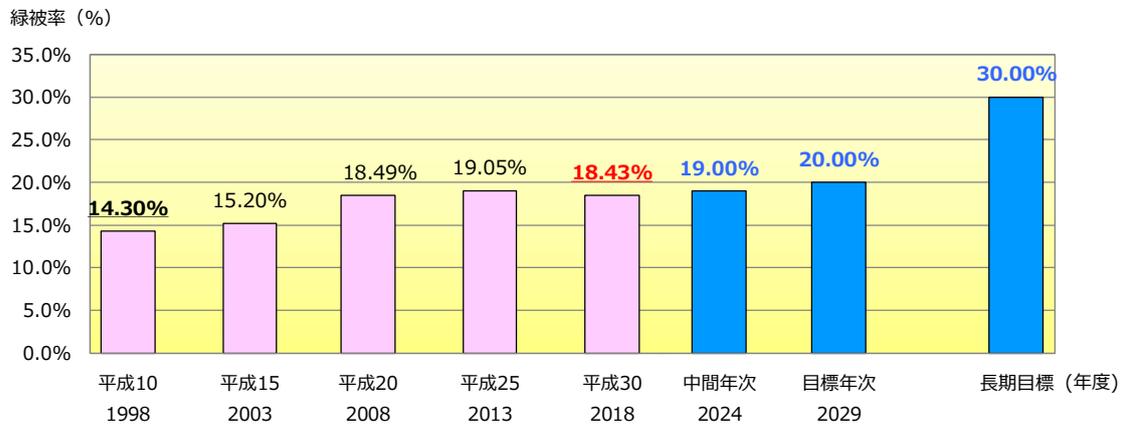


図 20 北区の緑被率の推移

※目標値は、「北区緑の基本計画 2020」の値を用いています。

表 8 北区の緑化実績 (単位: m²)

| 年度 | 民間 | | | 公共 | | | 合計 | | |
|----------|---------|----|--------|---------|----|--------|---------|----|--------|
| | 敷地面積 | 件数 | 緑化面積 | 敷地面積 | 件数 | 緑化面積 | 敷地面積 | 件数 | 緑化面積 |
| 平成 25 年度 | 102,292 | 80 | 11,480 | 181,786 | 5 | 43,206 | 284,078 | 85 | 54,686 |
| 平成 26 年度 | 230,613 | 80 | 28,308 | 49,020 | 13 | 10,317 | 279,633 | 93 | 38,625 |
| 平成 27 年度 | 106,514 | 73 | 8,647 | 96,648 | 17 | 15,181 | 203,163 | 90 | 23,828 |
| 平成 28 年度 | 142,760 | 81 | 17,824 | 91,529 | 14 | 8,770 | 234,289 | 95 | 26,594 |
| 平成 29 年度 | 126,137 | 60 | 16,628 | 68,442 | 15 | 11,512 | 194,579 | 75 | 28,140 |
| 平成 30 年度 | 180,462 | 73 | 21,029 | 87,780 | 14 | 19,260 | 268,242 | 87 | 40,289 |
| 令和元年度 | 165,895 | 71 | 19,653 | 41,615 | 7 | 13,476 | 207,510 | 78 | 33,129 |
| 令和2年度 | 109,570 | 58 | 14,241 | 36,184 | 13 | 6,284 | 145,754 | 71 | 20,525 |
| 令和3年度 | 140,800 | 43 | 16,834 | 68,336 | 10 | 9,258 | 209,136 | 53 | 26,092 |
| 令和4年度 | 187,616 | 51 | 39,326 | 65,460 | 18 | 10,120 | 253,076 | 69 | 49,446 |

※敷地面積は 300 m²以上の土地(敷地)で開発・建築等が行われる面積を指します。件数は、事業者から提出された緑化計画書の件数であり、緑化面積は緑化計画書に基づき、植栽などの緑化が行われた面積を指します。

3.4 職員環境研修

北区環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、表9に示す研修を開催しました。

表9 職員環境研修実績

| 開催日 | 対象者 | 参加人数 | 研修テーマ |
|---------------------------|---------|------|---|
| 令和4年 4月14日 | 主任職員 | 58人 | ・ 北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について |
| 令和4年 5月10日 令和4年 5月20日 | EMS推進員 | 191人 | ・ 北区環境マネジメントシステム及び環境関連法規等について ・ EMS推進員の役割 ・ 環境活動報告書の書き方 |
| 令和4年 5月11日 令和4年 5月12日 | 新任職員 | 123人 | ・ 北区環境マネジメントシステムについて |
| 令和5年 2月8日～ 令和5年 2月21日※ | 係長昇任前職員 | 40人 | ・ 北区環境マネジメントシステムについて |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン開催

3.5 環境マネジメントシステム内部監査の実施

表10に示す部署を対象として内部監査を実施しました。監査対象部署が自校・自部署の環境経営目標や計画・取組実績を公表し、質疑応答を行った上で、監査実施部署が環境活動の適切性や妥当性・有効性について評価を行いました。監査の結果、不適合となった項目はなかったほか、監査実施部署から「環境に対する取り組み方を具体的に知ることができ、よい機会となった。」「課独自の業務を目標として設定している点が参考になった。」という感想や、「目標の達成率（削減〇%等）を記入していくと、意識が高まると感じた。」といった意見が出ました。



写真 令和4年度の内部監査風景

表 10 内部監査実績

| 区分 | 実施日 | 監査対象部署 | 監査実施部署（監査員） |
|------|------------------------------|----------------------------|---|
| 学校・園 | 令和4年 8月12日 ～ 9月16日※ | 堀船小学校／ 柳田小学校／ 東十条小学校 | 《外部審査受審校》西ヶ原小／谷端小／田端小 《小学校》稲田小／赤羽小／岩淵小／なでしこ小／第四岩淵小／ 梅木小／神谷小／桐ヶ丘郷小／袋小／八幡小／浮間小／西浮間小 ／西が丘小／赤羽台西小 《中学校》桐ヶ丘中／稲付中／赤羽岩淵中／神谷中／浮間中 《幼稚園》うめのき幼稚園 |
| 園学校外 | 令和4年 10月12日 | 防災・危機管理課／ 障害者福祉センター | 情報政策課／契約管財課／防災センター／税務課／生活福祉課／ 都市計画課／教育政策課／教育総合相談センター／ 田端児童館／豊島北保育園 |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

4 目標達成に向けた北区役所の取組み

4.1 各課で設定した環境経営目標の達成状況

各課、各施設で設定した環境経営目標・計画は、四半期に一回、PDCA サイクルに基づく実績評価を行っています。令和4年度末の評価結果は、図 21 に示すとおりです。

評価結果の内訳は、B評価が72%と最も多く、次いでA評価が25%、C評価が3%でした。今後も、環境経営目標の達成に向けた取組みを継続的に進めていきます。

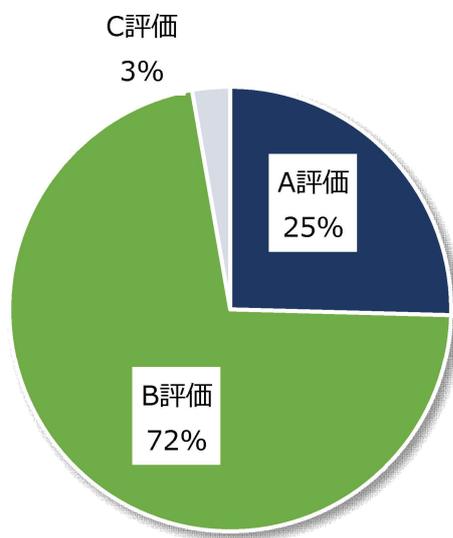


図 21 環境経営目標の達成状況

※ 目標に対する評価の目安は次のとおり

A・・・目標達成率 100%、B・・・目標達成率 50%以上 100%未満、C・・・目標達成率 50%未満

4.2 自らの事業活動に伴う環境負荷削減のための取組み

区の職員が自ら行うエコオフィス活動（省エネ・省資源）に関する計画内容、取組実績、評価について、以下に主な取組みを記します。

| ●部署名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|---------------|-------------------|---------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|----|---------|---------|
| 赤羽西福祉作業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●計画内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設（作業所、学童クラブ、図書館の3施設）の利用時間外の照明範囲を必要最低限にする。 ・ 季節に応じた外気導入量の適正化、中間期における外気冷房の実施、利用室内・事務所の適正温度の徹底等。 ・ 照明スイッチに点灯範囲を表示・情報共有（使用量の推移等）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●取組実績 | 個別結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第1四半期： 21,793 kWh（目標：22,441 kWh 以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第2四半期： 44,355 kWh（目標：38,379 kWh 以下） | △ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第3四半期： 23,787 kWh（目標：25,358 kWh 以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第4四半期： 32,931 kWh（目標：39,312 kWh 以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○通年： 122,866 kWh（目標：125,490 kWh 以下） 2.1%削減 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <caption>電気使用量 (kWh) 比較表</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電気[目標(上限値)] (kWh)</th> <th>電気[使用量] (kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>22,441</td> <td>21,793</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>38,379</td> <td>44,355</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>25,358</td> <td>23,787</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>39,312</td> <td>32,931</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125,490</td> <td>122,866</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 電気[目標(上限値)] (kWh) | 電気[使用量] (kWh) | 第1四半期 | 22,441 | 21,793 | 第2四半期 | 38,379 | 44,355 | 第3四半期 | 25,358 | 23,787 | 第4四半期 | 39,312 | 32,931 | 合計 | 125,490 | 122,866 |
| 区分 | 電気[目標(上限値)] (kWh) | 電気[使用量] (kWh) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1四半期 | 22,441 | 21,793 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2四半期 | 38,379 | 44,355 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3四半期 | 25,358 | 23,787 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4四半期 | 39,312 | 32,931 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 125,490 | 122,866 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>作業所においては職員のこまめな節電意識の向上により、電力消費は昨年よりも抑えられてきている。また、空調設備などの建物付帯設備を電力消費の低い機器への変更も進んだことにより、時期によっては前年度の同時期よりも節電できているのではないかとと思われる。</p> | <h1 style="color: yellow;">A</h1> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ●部署名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|-----|---------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----|-------|-----|
| 土木部 土木政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●計画内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 自転車・公共交通機関の利用、適切な庁有車の使用に努め、燃料使用量を削減する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●取組実績 | 個別結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第1四半期：庁有車の燃料使用量 261ℓ（目標：330ℓ以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第2四半期：庁有車の燃料使用量 279ℓ（目標：390ℓ以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第3四半期：庁有車の燃料使用量 278ℓ（目標：270ℓ以下） | △ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○第4四半期：庁有車の燃料使用量 124ℓ（目標：200ℓ以下） | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○通 年：庁有車の燃料使用量 942ℓ（目標：1,190ℓ以下）20.8%削減 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <caption>庁有車の燃料使用量 (ℓ)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目標(上限値)</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>330</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>390</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>270</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>200</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,190</td> <td>942</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 目標(上限値) | 使用量 | 第1四半期 | 330 | 261 | 第2四半期 | 390 | 279 | 第3四半期 | 270 | 278 | 第4四半期 | 200 | 124 | 合計 | 1,190 | 942 |
| 区分 | 目標(上限値) | 使用量 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1四半期 | 330 | 261 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2四半期 | 390 | 279 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3四半期 | 270 | 278 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4四半期 | 200 | 124 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,190 | 942 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>年間目標の燃料使用量 1,190ℓ に対して、実績使用量が 942ℓ となり、削減量 248ℓ、達成率 126.33%となり、目標を達成できたと考えますが、次年度以降も、各職員に自転車及び公共交通機関の利用を積極的に促し、環境負荷の削減（CO₂削減）及び目標値の恒常的な達成を継続できるようにしたい。</p> | <h1 style="color: yellow;">A</h1> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4.3 地域の環境の保全・創造に向けた取組み

エコオフィス活動だけでなく、温暖化防止対策や廃棄物の発生抑制等、地域環境に関わる各種の施策、事業について、以下に主な取組みを記します。

4.3.1 各部署における取組み

| | |
|---|---|
| ● 部署名 | |
| 生活環境部 リサイクル清掃課 | |
| ● 計画内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 区民に3Rの推進を周知するとともに、ごみの減量と廃棄物の再資源化を図ることで、循環型社会の構築を進めます。 | |
| ● 取組実績 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 区立公園で、フリーマーケットを実施し、不用品の再利用を図った。 エコエコツアーの開催。 環境展で来場者へリサイクル、食品ロスの啓発活動を行った。 東京区政会館で、23区共同で食品ロス削減啓発パネルを掲示した。 食育フェアで来場者へ食品ロスの啓発活動を行った。 | |
| ● 評価 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となってしまったイベントもあったが、感染対策を講じて3年ぶりにエコエコツアーを実施し、児童とその保護者に対するごみ減量・資源循環の意識を高めることができた。 また、食育フェアを含め複数のイベントに新規で出展を行い、啓発機会の拡大を図った。 合わせて、引き続きフードドライブを試行実施し、年間で約1,400kgの食品が寄せられ、食品ロスの削減につながった。 | A |

| | |
|--|---|
| ●部署名 | |
| まちづくり部 まちづくり推進課 | |
| ●計画内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域内の建築行為における、敷地内緑化の件数増加。 | |
| ●取組実績 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内緑化を推進するために、積極的に緑化指導を行った。 | |
| ●評価 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 一年を通して地区計画の届出時期には波があり、届出件数が比較的少なかった第3四半期では緑化件数が少々落ち込んだものの、届出件数が最も多かった第4四半期では、数値目標を無事達成することができた。 ・ これは、今年度一定して積極的な緑化指導を行ってきたことが、結果に繋がったものと考える。 ・ また今年度の目標値は、前年度の実績を一步上回るように設定したが、その数値をも超えることができ、非常に良好な結果となった。 ・ 次年度以降についても引き続き緑化指導を行い、部の環境経営方針に沿って更なる緑化推進に努めていく。 | A |

| | |
|--|---|
| ●部署名 | |
| 区民部 税務課 | |
| ●計画内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申告の件数増加を図ることにより、用紙類使用量を削減する。 | |
| ●取組実績 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申告の利用促進については、問い合わせ時や王子法人会広報誌などでPR、協力を要請した。 ・ 税 TODAY 等の印刷物は前年状況を確認し残部がでないよう印刷必要数を精査した。 ・ 定期的に印刷物の在庫数を確認した。 ・ 北区ニュースに掲載するとともに 11 月に開催した年末調整説明会等において電子申請の慫慂を行った。 ・ 電子申告による給与支払報告書の件数は、前年より 2.9% (8,253 件) 増加した。このことをふまえて印刷部数を精査した。その結果、給与支払報告書 12,500 枚(組) (35.7%) の印刷部数を削減することができた。 | |
| ●評価 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務団体等とも協力し、継続して電子申告制度の慫慂を行ってきたことで電子申告は着実に増加し浸透してきた。 ・ 頻繁な税制改正等により申告に必要な書類の見直しが今後も必要となる中、効率的な事務処理を行うことで用紙類の使用量を極力抑制するよう努めてきた。 ・ また、印刷物の在庫を適切に管理することで過剰な在庫とならないよう発注部数の調整を行うことができた。 ・ 引き続き電子申告の慫慂を行うとともに、今後も環境負荷の低減につながる取り組みを継続して進めていく。 | A |

4.3.2 保育園、幼稚園、児童館における環境教育活動

○主な活動内容

- ・ 緑の大切さを実感するとともに食育の一環として、花や野菜を育てたり、収穫し、感染症対策を講じた上で試食をしたりした。(じゅうじょうなかはら幼稚園)
- ・ 年長児中心に、廃材を利用して、品物作りを行い、全園児で縁日ごっこを楽しんだ。また買った品物などを使って遊ぶことも楽しむことができた。(滝野川保育園)
- ・ 幼児各クラスを回り、節水についての話をする。水の大切さについて、手作りの紙芝居を用いり、雨水から水道水になるまでの道のりを知らせる。一人が一日に使用する水量や、手洗いの大切さを伝えつつ、水を出したままと、一旦止めて洗う場合の水の量を比較できるようにした。(赤羽北保育園)



じゅうじょうなかはら幼稚園



滝野川保育園



赤羽北保育園

○評価・感想

- ・ 園内で様々な植物を育て、収穫し、食べるという活動は、幼児が環境に主体的に関わる環境教育として大変意義がある。苦手な野菜も自らが育てたことにより、食べてみようとする幼児がいたり、土の中でどのように生長していくかを知ったりするなど、植物に関心をもったり、身近に感じたりできるようになっている。また、保護者にとっても、親子で一緒に栽培活動に取り組んだり、生長の様子を親子で楽しみにする様子が見られた。また、保護者自身がブロッコリーが収穫できるまでに生長する様子に感動する姿も見られた。
- ・ 担当による環境学習を計画的に実施してきたことで、子ども達にもゴミの分別やもったいないを無くすことへの関心や意識を高めることが出来ている。内容もイラストや実物を使用しながら、より分かりやすい内容を工夫しながら実施したことは、良かったと思う。地球環境についても考え、出来ることから行っていくこと、それを継続していくことが大切であり、これからも計画的に実施していけると良い。
- ・ 環境学習を通して節水やごみの分別に興味や関心を高められたようだ。日頃から意識し、習慣化できるようになってきたが、幼児集会などで職員も含め定期的に子ども達と確認していけるとよい。保護者へは園だよりを通し、EMSについて園での活動を発信している。今後も継続して園全体で取り組んでいきたい。

4.3.3 小学校における環境教育活動

| | |
|---|--|
| ○主な活動内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「荒川フィールド学習」荒川の自然環境を活用し、発達段階に応じて、環境学習、防災学習、地域学習等を実践し、自然愛護、環境保護、地域愛着の心を育てる。(岩淵小学校) ・「みどりの小道環境日記」身近な環境の事象に関心をもったことや環境保全活動の実践に取り組んだことなどを日記に書き留め、環境保全活動を習慣化していく。(桐ヶ丘郷小学校) ・「岩井へGO!」岩井近辺の動植物や地域、気候の特徴を調べまとめ、図や表、グラフなどを用いて現状や今後の評価、改善点について考えていく予定である。夏休みに家庭でできるエコ活動について取り組んだ。(滝野川第三小学校) | |
| ○評価・感想 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「北区区子どもの水辺」や知水資料館に繰り返し出かけ、水辺の動植物と関わり、展示施設の見学をさせていただくことにより、自然に対する親近感を持っている児童が多い。 ・児童の教育活動も少しずつ緩和されつつあるが、戦争やエネルギー問題等による物価の高騰により、省エネ意識が地域や家庭全般に広がっている。学校としても今まで以上に紙類や電気等の使用量を減らす取組を推進するためICTを積極的に活用していく。 ・コロナ禍が落ち着いてきたので、昨年度に比べ環境学習を実施しやすくなってきた。総合的な学習の時間と関連付けて引き続き環境学習を進めていきたい。 |  <p style="text-align: center;">岩淵小学校</p> |

4.3.4 中学校における環境教育活動

| | |
|--|--|
| ○主な活動内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・北区環境展にて、紙上発表を実施。また、文化祭では、舞台および展示発表を実施した。(王子桜中学校) ・道徳の授業において、「生命や自然・崇高なものとの関わりに関するもの」を題材として授業を行い、自然を愛護する態度について指導した。(浮間中学校) ・「滝野川ごぼうの栽培」6月に特別支援学級・給食委員の生徒が「滝野川ごぼう」の種まき、苗の植え付けを行い、水やりを行った。11月に収穫し、給食のとりごぼうご飯に入れて食べた。(滝野川紅葉中学校) | |
| ○評価・感想 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・北区の環境展への出品も継続して行い、地域・保護者に本校の環境学習活動を周知することができた。 ・さらに環境に配慮した学校づくりをしていく。 ・環境教育は「SDGs」との関連性が大きい。「滝野川ごぼう栽培」を継続して実施していきたい。 | |

4.3.5 北区における森林環境譲与税の使途状況

森林環境譲与税は、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。北区では、当面、ゼロカーボンシティの実現及び子どもが木材に親しむ環境づくりに寄与する事業に優先して充当することとし、木材利用の促進や普及啓発を推進しています。

- 令和4年度交付額：37,590,000円
- 令和4年度活用事業：西が丘小学校改築事業における木材利用、森林環境学習事業

令和4年度においては、西が丘小学校の改築工事において、教室や昇降口、ピロティ等などの木質化を行いました。

学校整備方針の一つに「地球環境に配慮した施設整備」を掲げており、太陽光発電パネルや屋上緑化等とともに、子どもたちの環境教育の教材となるような設計とし、全体的に木のぬくもりを感じられるようにしました。



昇降口

また、友好都市である群馬県中之条町と連携し、地球温暖化・森林保全について考えるきっかけとなる環境学習事業を小学生対象に実施しました。



工作の様子



クイズの様子



中之条町によるリモート学習の様子

実際に中之条町にて採集された木材や植物を利用した工作や、クイズ形式で学習するなど、子どもたちが木材や森林環境に親しみをもち取り組める内容としました。

5 環境コミュニケーション

北区では、区民や事業者等が環境に配慮したライフスタイル・事業活動への転換を図っていくための資料として、区内の環境に関する現況やデータをまとめた「北区の環境」を毎年発行・公表しています。

また、区民の方々から寄せられる公害や空地の雑草除去等、環境に関する要望や苦情の対応を行っております。受付件数は「北区の環境（令和4年度実績）」に掲載しています。

- 北区の環境（令和4年度実績）

<https://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/chosa/kankyo.html>

6 区の事務事業にかかわる不適合の有無

区の事務事業に関わる主要な環境関連法規の一部を表11に示します。北区役所では、事務事業に関わる環境関連法規の遵守状況を、各部署・施設で定期的に確認しています。

また、内部監査では、不適合となる項目の有無（環境関連法規の遵守状況を含む）を確認しています。令和4年度は年間を通じて不適合となる項目はありませんでした。

北区役所の事業者としての活動における環境関連法規の訴訟は、現在ありません。

表11 区の事業に関わる主要な環境関連法規（一部）

| 法令名 | 評価 |
|---|----|
| 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） | ○ |
| エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法） | ○ |
| 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例） | ○ |
| 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法） | ○ |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） | ○ |
| プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | ○ |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） | ○ |
| 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） | ○ |
| 大気汚染防止法 | ○ |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） | ○ |
| 毒物及び劇物取締法 | ○ |
| 水質汚濁防止法 | ○ |

7 区長による環境マネジメントシステムの評価と見直し

令和4年度の北区環境マネジメントシステムの取組みに対する区長による評価と見直し内容は以下のとおりです。

7.1 前回の見直し指示への取組結果

令和4年度も、新任職員研修、主任研修、係長昇任前研修と幅広い職層の研修において環境研修を実施しました。また、EMS推進員研修は、2年振りに集合形式で開催し、SDGs（持続可能な開発目標）や気候変動適応策等、環境に関する基本的な事項について学ぶとともに、環境基本法をはじめ環境に関する自治体の施策の基本となる法令の解説や、EMS推進員としての役割等の周知を図りました。さらに、北区ゼロカーボンシティ宣言の表明や北区環境経営方針の改定に触れ、自治体経営に環境の視点を取り入れて日々の業務に取り組むように、意識啓発を行いました。

そのほか、目標未達成項目については、全庁に周知を図り状況の改善に努めました。

また、脱炭素社会に向け、令和5年度を始期とする「北区環境基本計画 2023」及び「北区役所ゼロカーボン実行計画」を令和5年2月に策定するなど、環境に関する社会情勢の急速な変化に対応するための取組みを進めました。

7.2 令和4年度取組結果の評価

令和4年度の区役所全体における温室効果ガス総排出量は2,072万kg-CO₂と、基準年度（平成25年度）比23.8%減、前年度比0.9%減の結果となりました。前年度からの減少理由としては、令和4年度は施設で調達する電力の再エネルギー化が進んだことがあげられます。

用紙類に関して、新型コロナウイルス感染症により中断されていた事業が開始したこと等による消費量の増加がありましたが、グループウェアを活用して印刷量を減らす取組みや、タブレット端末利用によるペーパーレス化の動きも見受けられ、前年度より削減されました。

令和4年度は第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（平成30（2018）～令和4（2022）年度）の環境活動目標である温室効果ガス排出量基準年度比15.0%減の2,311万kg-CO₂を達成しました。今後は、2050年カーボンニュートラルを見据え新たに策定した「北区役所ゼロカーボン実行計画」の目標値を超えることのないように、より一層の削減に取り組んでまいります。なお、第5次実行計画の目標未達成となった項目については、改善に向けて今一度取組みの周知と徹底を行います。

7.3 今後の対応事項の指示

～2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて～

- ・新たに策定した「北区環境基本計画 2023」に基づき、さらなる施策の強化・充実に向け取り組むこと。
- ・北区役所ゼロカーボン実行計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）に基づき、電気・ガス・公用車燃料・上下水の使用量削減、用紙類購入量・廃棄物排出量の抑制に関する数値目標の達成や、再生可能エネルギー電力・環境に配慮した庁有車の導入推進に向けて、全庁的に取組みを進めること。
- ・目標達成の可否や増減等について、目標達成の可否や増減等について、各職場にフィードバックを行うとともに、今後の取組みに生かすよう努めること。
- ・区有施設の修繕・改修や新築時に、可能な限り省エネ設備・機器類の導入を推進して、環境に配慮した区有施設の整備を推進すること。
- ・各職場において EMS 推進員が中心となり、日々の業務において省エネルギー・省資源の取組みは意識を下げることなく継続するとともに、ICT の活用等による業務の効率化や、適切な施設管理を行うこと等、環境に関する取組みを行うことで職員が働きやすい職場環境づくりにつながるよう努めること。
- ・北区環境経営方針に従って、DX の活用等、自治体経営に環境の視点を取り入れながら区民の満足度と利便性の向上に取り組むこと。

令和5年12月 やまだ 加奈子

刊行物登録番号

5-3-026

東京都北区環境活動レポート令和4年度版

発行 東京都北区 生活環境部 環境課
環境管理責任者 生活環境部長 雲出 直子
事務局 生活環境部 環境課

東京都北区王子一丁目12番4号 TIC王子ビル2階
電話：03-3908-8603（ダイヤルイン）
FAX：03-3906-8474